湯浅町 公共施設等総合管理計画 (改訂版)

~公共施設を未来へつなぐ~

平成 29 年3月 (令和 4 年 3 月改訂)

目 次

第1章 はじ	めに
第1節	う 計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第2貿	i 計画の位置づけ ·········1
第3額	
第4節	う 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第2章 本町	を取り巻く状況
第1節	i 町の成り立ち ·······4
第2節	
第3貿	う 財政の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 公共	施設等の現状及び将来の見通し
第1節	i 対象施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第2節	う 建物系公共施設の更新費用推計・・・・・・・・・・・ 13
第3貿	う 土木系公共施設の更新費用推計・・・・・・・・・・・ 19
第4節	i 企業会計公共施設の更新費用推計・・・・・・・・・・21
第5節	i 公共施設とインフラ全体の更新費用推計・・・・・・・・23
第6節	i 公共施設等における現状と課題・・・・・・・・・・24
第4章 公共	施設等の総合的な管理に関する基本方針
第1節	i 基本的な方針について ・・・・・・・・・・・・・ 25
第2飢	i 実施方針について ・・・・・・・・・・・・・ 26
第3節	i 推進体制について ・・・・・・・・・・・・・ 32
第4節	i 目標設定について · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第5章 施設	類型ごとの管理に関する基本的な方針
第1餌	5 行政系施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
第2貿	5 町民文化系施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3頁	5 社会教育系施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第4節	i スポーツ・レクリエーション・観光系施設 · · · · · · · · · 43
第5頁	5 産業系施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
第6頁	5 保健•福祉施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第7頁	
第8額	
第9頁	
第10	
第11	
第12	
第13	
第14	
> >	
巻末資料 ·	

第1章 はじめに

第1節 計画策定の背景

公共施設等総合管理計画は、国(総務省)より要請された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について(平成26(2014)年4月22日)」を受け、全国の自治体で策定されているものです。

我が国は現在、高度経済成長期に整備されてきた学校施設や公民館のようなハコモノ、また道路、橋梁等のインフラ施設(以下、「公共施設等」という。)の老朽化対策が大きな課題となっています。さらに経済財政状況の悪化や技術革新等による個人の需要・嗜好の変化、そして本格的に突入した人口減少社会により、公共施設等に対する利用需要も変化しており、それに対応した行政サービスのあり方を検討する必要があります。そのため、公共施設等に関する現状を把握し、今後、公共施設等を適切に維持管理していくために、将来の更新費用の把握や維持管理等の方針を定める必要があります。

そこで本町は、国の要請に則り、公共施設等を次世代の住民に健全な状態で引き継ぐことが重要であると考え、平成29(2017)年3月に公共施設等の今後のあり方や適正な維持管理、建て替え等の更新について、基本的な方針を示す「湯浅町公共施設等総合管理計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。計画策定からおよそ5年が経過したことと国からのさらなる要請に則り、本計画の見直しを行います。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、本町の公共施設や道路、橋梁等のインフラ施設の今後のあり方について、基本的な方針を示すものとして位置づけます。また、本計画は、本町の最上位計画である「第四次湯浅町長期総合計画」及び「第2期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の理念のもと、その他のまちづくりや公共施設等に関連する施策等と連携し、今後の公共施設等に係る取り組みの方針を示す、分野横断的な計画です。

また、本町では目指す将来像である「<u>歴史と人の温もりで支え合うまち</u> 湯浅 ~いつまでも安 <u>心安全に住み続けられる未来の創造~</u>」を掲げており、今後のまちづくりにも直結する本計画や公 共施設等の整備についても同様に目指していくものとします。

(国) 個別施設計画 各省庁が策定 インフラ長寿命化基本計画 個別施設計画 国が策定【基本計画】 【行動計画】 個別施設計画 湯浅町学校施設長寿命化計画 (湯浅町) 公営住宅等長寿命化修繕計画 湯浅町橋梁個別施設計画 ・第四次湯浅町長期総合計画 ・第2期湯浅町まち・ひと・しごと 創生総合戦略 湯浅町公共施設等 総合管理計画 【行動計画】(本計画) トンネル個別施設計画 舗装の個別施設計画 栖原都市下水路ポンプ場長寿命化計画

図表 1-1:計画の位置づけ

第3節 計画の対象

本町では、役場庁舎や学校、公営住宅等のいわゆるハコモノと呼ばれる公共施設や道路、橋梁等の土木・インフラ系の公共施設、また、独立採算制による特別会計において事業運営を行っている上下水道等の企業会計に属する公共施設を所有しており、それら公共施設等について、適切に維持管理を行っていく必要があります。そのため本計画では、建物系公共施設、土木系公共施設及び企業会計施設の3つを対象とします。

選抜 1-2: 計画の対象

建物系公共施設 役場庁舎、学校、公営住宅、集会施設 等

土木系公共施設 道路、橋梁、公園 等

企業会計施設 上下水道

その他 土地、物品、金融資産 等

図表 1-2:計画の対象

第4節 計画の期間

計画の期間は、図表 1-3 に示すとおり、本計画の推進期間として、平成 29 (2017) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 10 年間とします。ただし、その間、本町を取り巻く社会・経済情勢や法令・国の施策等の進行状況等の変化を考慮し、計画期間内であっても、適宜柔軟に見直し等の対応を行います。

なお、本計画に記載される内容は、公共施設等に関する情報であり、年度ごとに新たな公共施設等を建設したり、解体・除却等を実施した場合は、その都度、本計画に必要事項を記載し、計画の更新を行うものとします。

図表 1-3:計画の期間(平成 29 年度~令和 8 年度)

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
内容	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
本計画の策定 (初版)											
基本方針の決定											
本計画の推進											
【実施方針】点検・能集約、ユニバーサ					新 、 安全	確保、心	耐震化、	長寿命位	七、転用	引・複合	化•機
本計画及び 方針の見直し											
本計画内容の更新											
個別施設計画の 策定・更新											

第2章 本町を取り巻く状況

第1節 町の成り立ち

(1) 位置•地勢

本町は、和歌山県中央部の沿岸部に位置し、県庁所在地の和歌山市より約30キロメートルの距離にあって、東部は有田川町、南部は広川町、北部は有田市、西部は雄大な黒潮を望む紀伊水道に接しており、東西6.5キロメートル、南北3.5キロメートルの広がりを持ち、総面積は20.79平方キロメートルを有しています。

(2) 気候

本町は、瀬戸内気候区と南海気候区のほぼ中間に位置し、温暖で年中暖かく過ごしやすい気候です。沿岸部にはリアス式海岸で良好な漁場を持ち、海・山・川の自然に恵まれた地形は、漁業・農業が盛んであり、物流の中心地として、また熊野参詣における上皇や貴族の宿場町として古代より繁栄してきました。

(3) 沿革•歷史

本町は、古くは湯浅村・別所村・青木村・山田村が合併して「湯浅村」、田村・栖原村・吉川村が合併して「田栖川村」がありました。その後、湯浅村が明治 29(1896)年に湯浅町となり、第2次世界大戦後の昭和 31(1956)年に田栖川村と合併し、現在の湯浅町となりました。

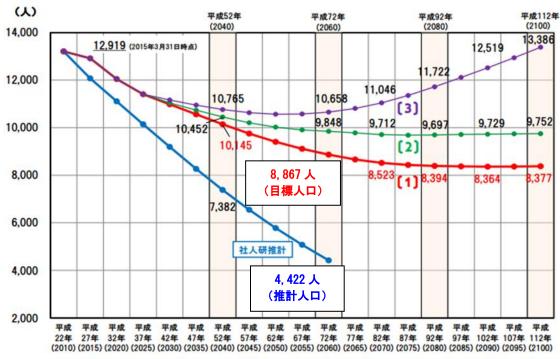
第2節 人口の状況

本町の人口は、昭和60(1985)年の17,171人をピークに、それから右肩下がりの人口減少が今日まで続いています。昭和60(1985)年と令和2(2020)年を年齢区分別に比較してみると、年少人口がおよそ三分の一に、生産年齢人口がおよそ二分の一までそれぞれ減少しており、一方で老年人口は増加しています。今後も人口減少・少子高齢化は進行するものと予測され、これに伴い公共施設等に対するニーズや利用需要の変化が見込まれます。



図表 2-1:本町の年齢3区分別人口の推移

※国勢調査人口 ※総人口に年齢不詳を含む。 人口推計によると、現状のままでは、今後も人口が減少し続け、令和 42 (2060) 年には、町の存続が危ぶまれる 5,000 人を大きく下回り、さらにその後も人口減少は止まらず、町そのものが消滅の危機に陥ると予測されています。本町では、このような事態を抑制するため、「将来にわたって 8,000 人程度を維持する人口ビジョン」を目標に設定しています。



図表 2-2:本町における人口の長期的見通し

(資料)社人研「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」、国から提供された人口推計ワークシートをもとに推計

人口の長期的見通しにおける条件表(合計特殊出生率、純移動率)

図表番号	合計特殊出生率	純移動率	
[社人研推計]	2060年まで 1.4台でほぼ横ばい (~2060年)	0.5倍に定率縮小(~2020年)	
[1] (湯浅町シミュレーション1)	2.2まで定率上昇(~2030年)	0.5倍に定率縮小(~2020年) ゼロまで定率縮小(~2030年)	
(参考) [2] (通浅町シミュレーション2)	同上	0.5倍に定率縮小(~2020年) ゼロまで定率縮小(~2030年) +0.01で推移(~2060年) ゼロで推移(2060年~)	
(参考) [3] (湯浅町シミュレーション3)	同上	0.5倍に定率縮小(~2020年) ゼロまで定率縮小(~2030年) +0.02で推移(~2060年) ゼロで推移(2060年~)	

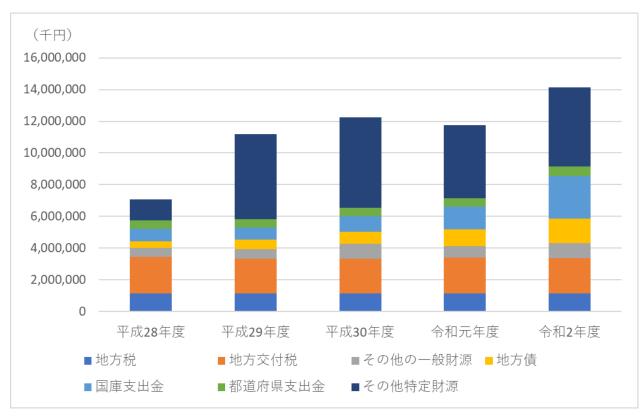
※湯浅町人口ビジョン

第3節 財政の状況

本町の財政状況について、今後は人口減少等も進行するものと考えられるため、税収等が減少し、 今以上に厳しい財政運営が続いていくことが予測されます。

以下、普通会計決算を基にした本町における財政状況を、図表 2-3 に歳入決算額の推移、図表 2-4 に歳出決算額の推移として示しています。

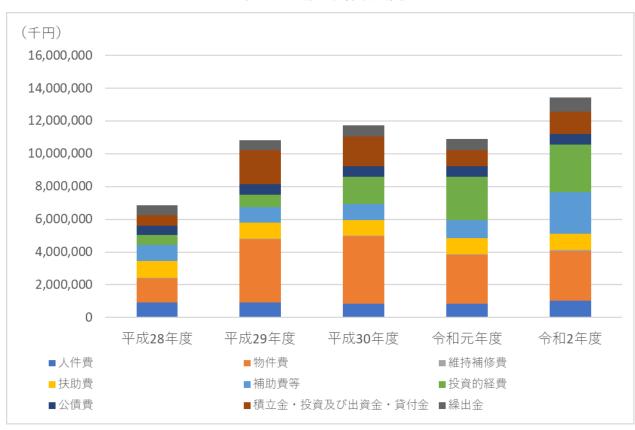
歳入では、平成29(2017)年度からその他特定財源が大幅に増大しています。これは「ふるさとまちづくり寄附金」の増大によるものであり、本町の貴重な収入源となっていますが、目的に沿った利用に限定されるため、将来的な財政運営のためには別の財源確保が求められます。また、令和2(2020)年度に国庫支出金が増加していますが、「ふるさとまちづくり寄附金」を差し引いた概ね6,000,000千円程度が本町に見合った財政規模であると思われます。



図表 2-3:歳入決算額の推移

※決算統計データ

歳出では、平成28(2016)年度に6,848,947千円だったものが、令和2(2020)年度には13,439,572千円となっています。内訳をみますと、ほぼ全ての項目において大幅に増大しています。公共施設の分野に大きく影響を与える投資的経費について、大規模な施設の新築が相次いだことを受け、平成28(2016)年度に597,258千円だったものが、令和2(2020)年度には2,916,078千円となっており、約5倍増加しています。



図表2-4:歳出決算額の推移

※決算統計データ

第3章 公共施設等の現状と将来の見通し

第1節 対象施設

本計画で対象とする公共施設等は、役場庁舎や公民館のような建物系公共施設、道路や橋梁のような土木系公共施設、そして、配水池やポンプ室のような主に水道事業に関する企業会計施設の3つに分類します。

図表3-1:対象とする施設分類

区分	大分類	小分類	主な施設
	行政系施設	庁舎等	役場庁舎
	11 政宗ル語	消防施設	消防車庫
	町民文化系施設	集会施設	集会所等
	社会教育系施設	図書館	図書館
	社会教育示测改	公民館	公民館
	スポーツ・レクリエーション・観光	スポーツ施設	プール、体育館等
	系施設	レクリエーション・観光施設	甚風呂等
建物系 公共施設	産業系施設	産業系施設	作業所等
	保健•福祉施設	高齢福祉施設	老人憩の家等
	床庭 * 悔怔	その他社会福祉施設	文化会館等
	学校教育系施設	学校	小学校、中学校
	子育て支援施設	こども園、学童保育	こども園、放課後児童クラブ
	公営住宅	公営住宅	公営住宅
	供給処理施設	供給処理施設	ポンプ室
	その他	その他	斎場、倉庫

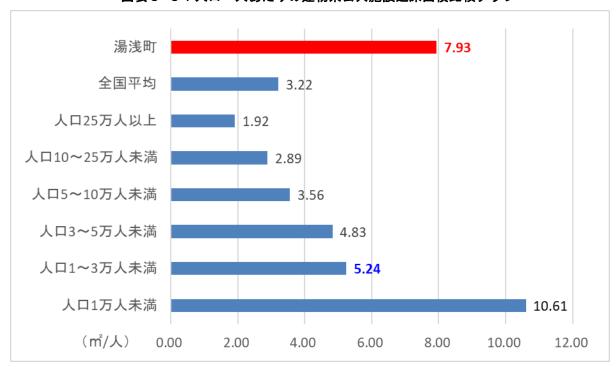
区分	大分類	小分類	主な施設	
		道路	町道、農道、林道	
土木系 公共施設 道路、橋梁、トンネル	道路、橋梁、トンネル	橋梁	PC 橋·鋼橋等	
		トンネル	矢田トンネル	
企業会計	水道事業施設	水道施設	ポンプ室、配水池等	
施設	農業集落排水事業施設	農業集落排水施設	浄化センター等	

また、施設分類ごとの延床面積は、図表 3-2 のとおりです。

図表3-2:施設分類ごとの延床面積

区分	大分類	小分類	延床面積(㎡)	棟数
	行政系施設	庁舎等	4,801.00	3
	1J 以 术 心 i	消防施設	993.12	11
	町民文化系施設	集会施設	1,318.78	4
	社会教育系施設	図書館	2,133.92	1
	社 云 教目术旭故	公民館	1,041.00	3
	スポーツ・レクリエーション・観光	スポーツ施設	9,167.19	14
	系施設	レクリエーション・観光施設	2,632.04	12
	産業系施設	産業系施設	6,862.11	3
建物系 公共施設	保健•福祉施設	高齢福祉施設	3,144.00	11
	体性 * 悔私/地改	その他社会福祉施設	3,013.00	6
	学校教育系施設	学校	20,848.00	27
	子仪教目术加政	その他教育施設	756.00	2
	子育て支援施設	こども園、学童保育	2,204.01	5
	公営住宅	公営住宅	26,546.21	106
	供給処理施設	供給処理施設	300.00	1
	その他	その他	4,442.63	19
	â	i it	90,203.01	228

図表 3-3 は、総務省が公表している人口一人あたりの建物系公共施設の延床面積を、全国平均等と比較したもので、本町は 7.93 ㎡/人であり、人口同規模の全国平均(人口 1 万人以上 3 万人未満、5.24 ㎡/人)のおよそ 1.5 倍であることから、施設の総量が平均よりも多いことがわかります。



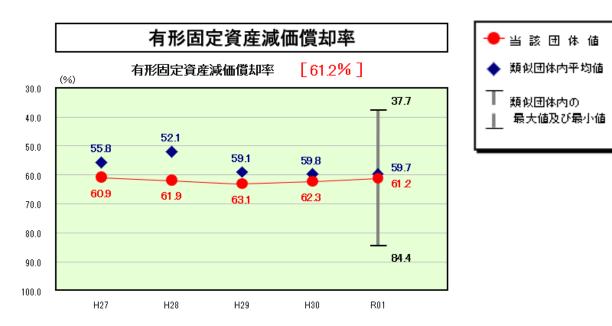
図表3-3:人口一人あたりの建物系公共施設延床面積比較グラフ

図表3-4:人口一人あたりの建物系公共施設延床面積

計画年度	延床面積 (㎡)	各年度 2月1日時点 人口(人)	【湯浅町】 一人あたりの 延床面積 (㎡/人)	【人口同規模全国平均】 一人あたりの延床面積 (㎡/人)
平成 28 年度	110,496.75	12,480	8.85	5.24
令和3年度	90,203.01	11,374	7.93	5.24

※全国平均: 平成 24(2012) 年3月総務省自治財政局財務調査課 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 資料2 全国平均値及び人口区分別平均値

図表 3-5 は、本町の平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度における有形固定資産減価償却率の推移を示したものです。



図表3-5:有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率の分析欄

有形固定資産減価償却率は高い水準にあり、老朽化が進んでいる施設が多くなっている。個別施設 計画に定めた方針に沿って、老朽化施設の建替え、統合、除却等を適切に行っていく。

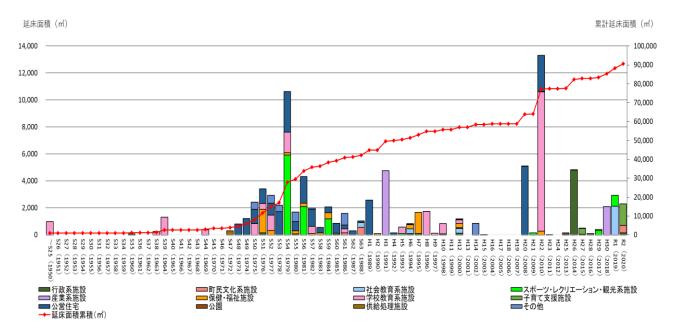
※令和元年度 財政状況資料集より

※減価償却とは、時間の経過や使用によって価値が減少する資産を取得したときに、その費用を使用可能期間に応じて計上していくという会計処理のことです。減価償却率の値が大きいほど、取得してからの時間が経過している、つまり古い資産(施設等)が多いことを示しています。

※類似団体とは、国勢調査をもとにした人口と産業構造(産業別就業人口の比率)によって市町村を分類したものであり、本町は(Ⅲ-2)に該当します。

第2節 建物系公共施設の更新費用推計

図表 3-6は、本町が所有する固定資産台帳より、公共施設の建築年月日より作成した年度別の延床面積の量を示したグラフになります。グラフの値が大きいほど、その年度に公共施設を多く建設した、または、大規模な延床面積を有する公共施設を建設したことが分かります。なお、グラフには、過去に本町が建設し運営していましたが、すでに現時点において、譲渡や除却等を行った施設は含まれません。



図表 3-6:建物系公共施設 築年別整備状況

図表 3-6のとおり、本町では 1970 年代半ばから 1990 年代初め頃までに整備された施設と、 2000 年代後半から 2020 年の現在までに整備された施設の大きく二つに分かれています。今後、 1970 年代半ばに整備された施設が、築 40 年を経過してくることから、長寿命化等の対応が必要になります。また、2000 年代後半から整備された施設は、大規模改修等の対応が必要となってきます。

本町の建物系公共施設の保有量は、本計画の初版策定時において、建物ベースで 253 棟・延床 面積 110,496.75 ㎡ありました。これらが改訂版策定時までの5年間で、25 棟・延床面積 20,294.72 ㎡減少し、228 棟・延床面積 90,203.01 ㎡となっています。これは延床面積ベースで見ると、およそ 18%減少しています。

なお、各施設の主な増減事由は下記のとおりです。

図表3-7:各施設の主な増減事由

大分類	主な増減事由
行政系施設	消防車庫(第4分団) (137.70 ㎡) の新設旧消防車庫(第4分団) 2棟(60.00 ㎡、50.00 ㎡) の除却
町民文化系施設	矢田教育集会所(105.00 ㎡)の除却栖原区民センター(555.78 ㎡)の新設
スポーツ・レクリエーション・観光 系施設	・駅前多目的広場(39.00 ㎡、665.00 ㎡)の除却 ・旧栖原家(328.58 ㎡)、湯浅町特産物流通物販センター(338.10 ㎡)、 湯浅えき蔵(804.42 ㎡)の新設等による追加
産業系施設	・水産業養殖施設(2,564.00 ㎡)、共同畜舎施設(6,921.00 ㎡)、温室・露地栽培施設(9,713.00 ㎡)、湯浅町椎茸榾木加工大型共同作業場(5,402.00 ㎡)、ミネラルウオーター大型共同作業場(2,801.00 ㎡)の譲渡 ・湯浅町「一気通貫」産直加工流通加速化センター(2,099.13 ㎡)の新設
子育て支援施設	ゆあさこども園(1,604.66 ㎡)の新設

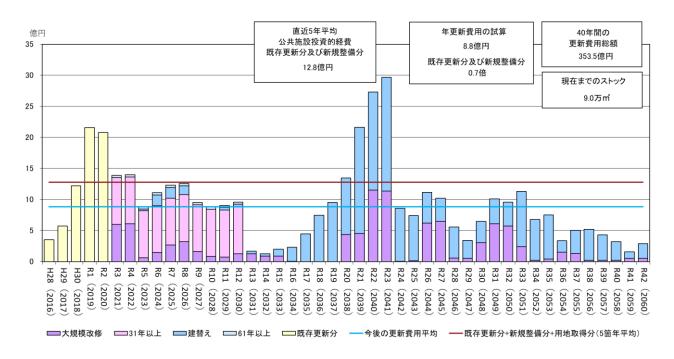
図表3-8:建物系公共施設の保有量の推移

施設	四3 :分類	平	建物系公共施設成 28 年度	f.	計和3年度		増減比較
大分類	小分類	製料 一 初版	総合管理計画 延床面積(㎡)	型型 改訂版 棟数	反総合管理計画 延床面積(㎡)	棟数	延床面積(㎡)
	庁舎等	3	4,801.00	3	4,801.00	0	0.00
行政系施設	消防施設	12	813.42	11	993.12	1	179.70
町民文化系施設	集会施設	4	868.00	4	1,318.78	0	450.78
社会教育系施設	図書館	1	860.00	1	2,133.92	0	1,273.92
ITAINAM	公民館	4	1,381.00	3	1,041.00	▲ 1	▲340.00
スポーツ・レクリ エーション・観光	スポーツ施設	16	8,684.34	14	9,167.19	▲ 2	482.85
系施設	レクリエーション • 観光施設	11	2,061.00	12	2,632.04	1	759.17
産業系施設	産業系施設	29	33,025.00	3	6,862.11	▲ 26	▲26,162.89
保健•福祉施設	高齢福祉施設	12	3,186.00	11	3,144.00	1	▲42.00
水庭·田田1000	その他福祉施設	5	2,876.00	6	3,013.00	1	137.00
学校教育系施設	学校	29	20,906.00	27	20,848.00	▲ 2	▲ 58.00
子仪教育示范或	その他教育施設	2	756,00	2	756,00	0	0.00
子育て支援施設	こども園、 学童保育	6	2,025.75	5	2,204.01	1	178.26
公営住宅	公営住宅	106	26,681.24	106	26,546.21	0	▲135,03
供給処理施設	供給処理施設	1	300.00	1	300,00	0	0.00
その他	その他	12	1,272.00	19	4,442.63	7	3,128.63
建物系公共施設	†	253	110,496.75	228	90,203.01	▲25	▲20,293.74

公共施設等の総合的かつ計画的な管理推進の基本方針を示すにあたり、公共施設等にかかる更新 費用の試算が必要です。本計画改訂時に、令和 42(2060)年度までに公共施設等にかかる更新 費用推計を、建物系公共施設、土木系公共施設、企業会計公共施設に分けて試算します。

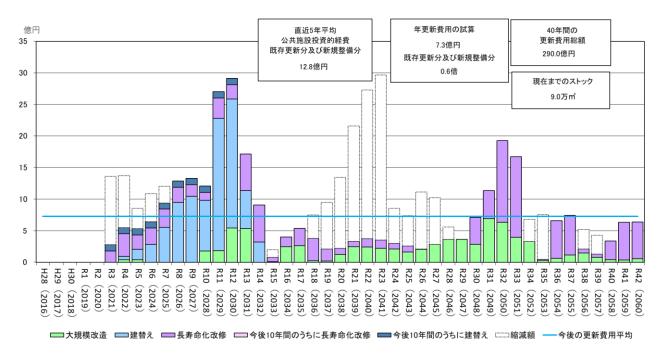
図表 3-9は、建物系公共施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する建物系公 共施設について、現状規模のまま建て替えを行った場合、令和 3(2021)年度から令和 42(2060) 年度までの 40 年間の更新費用総額は、353.5 億円を要する推計となり、年平均を計算すると、 毎年 88 億円かかる試算となります。

本町の財政状況は、今後、人口減少等の影響を受け、さらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設の規模を維持することは、困難であると考えられます。そのため、既存施設への機能の集約化・複合化、利用者ニーズの変化への対応、地域の実情や施設等の周辺環境を考慮した公共施設等のあり方についての検討が必要となります。



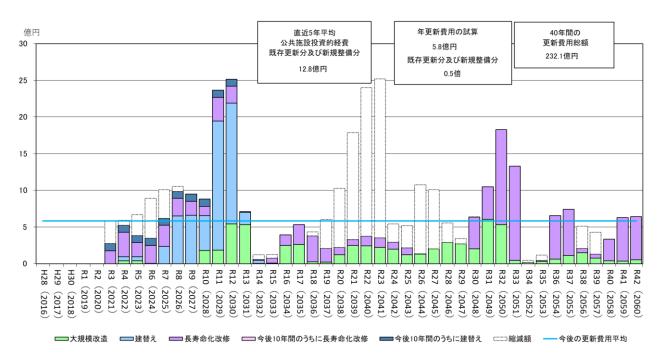
図表3-9:建物系公共施設の更新費用

図表 3-10 は、本町が所有する建物系公共施設について、仮に全ての施設に対して長寿命化工事を実施した場合、今後 40 年間で 290.0 億円の費用を要し、40 年間で平均すると、毎年 7.3 億円かかる試算となりました。これは、現状のまま更新を行った場合の更新推計費の 353.5 億円から 63.5 億円縮減できる試算となります。



図表3-10:建物系公共施設の長寿命化更新費用推計

さらに、令和元(2019)年度に策定した個別施設計画等において、所有する公共施設にそれぞれ今後のあり方について、方針を設定しています。この方針において、「譲渡等」や「除却等」と設定された施設を除き、かつ、維持管理等により継続して使用すると設定された全ての施設に対して長寿命化工事を実施した場合、今後 40 年間で 232.1 億円を要し、40 年間で平均すると、毎年 5.8 億円かかる試算となりました。



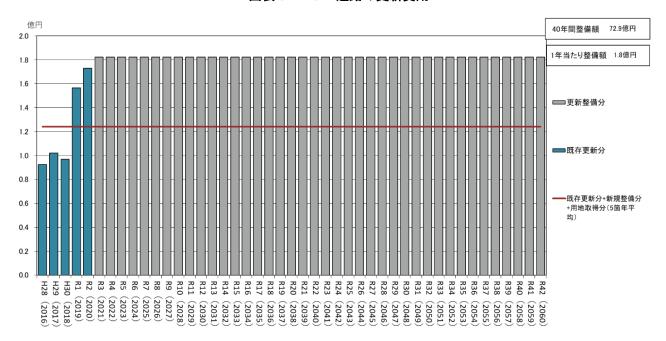
図表 3-11: 個別施設計画を反映した建物系公共施設の長寿命化更新費用推計





第3節 土木系公共施設の更新費用推計

図表 3-13 は、道路の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する道路について、町道の面積は 581,741.00 ㎡です。この町道をすべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、令和3(2021)年度から令和42(2060)年度までの40年間の更新費用総額は、72.9億円を要する推計となります。これは年平均を計算すると、毎年1.8億円かかる試算となります。



図表3-13:道路の更新費用

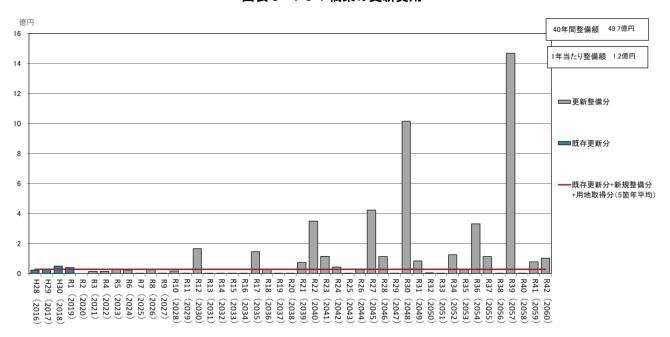
図表3-14:道路の総量

区分	大分類	小分類	実延長(m)	道路部面積(㎡)
		町道	120,818.80	581,741.00
土木系 公共施設	道路	農道	40,021.00	_
		林道	630.00	_

※令和 2 (2020) 年度末時点

※更新費用推計に農道、林道は含んでいません。

図表 3-15 は、本町が策定した『橋梁個別施設計画』では、令和 6 (2024) 年度までの橋梁の 将来の更新費用の推計を示しており、令和 7 (2025) 年度以降は、総務省の更新費用推計ツール を用いて算出しています。本町が所有する橋梁について、計画的かつ適切な修繕や改修等を実施した場合、令和 3 (2021) 年度から令和 42 (2060) 年度までの 40 年間の更新費用総額は、49.7 億円を要する推計となります。これは年平均を計算すると、毎年 1.2 億円かかる試算となります。



図表3-15:橋梁の更新費用

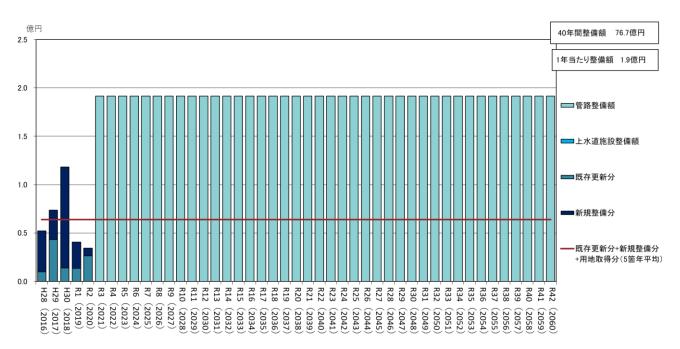
図表3-16:橋梁の総量

区分	大分類	小分類	実延長(m)	道路部面積(㎡)	
土木系 公共施設	橋梁	PC 橋	814.60	5,922.30	
		RC 橋	288.20	1,463.40	
		鋼橋	144.20	908.00	
		その他	299.50	2,785.40	

※令和 2 (2020) 年度末時点

第4節 企業会計施設の更新費用推計

図表 3-17 は、本町が策定した『湯浅町水道事業基本計画及び経営戦略』の水道事業基本計画において、将来の更新費用の平準化を実施しており、この算定結果を用いて令和 3(2021)年度から令和 42(2060)年度までの 40 年間の更新費用総額を算出すると、76.7 億円を要する推計となり、毎年 1.9 億円かかる試算となります。



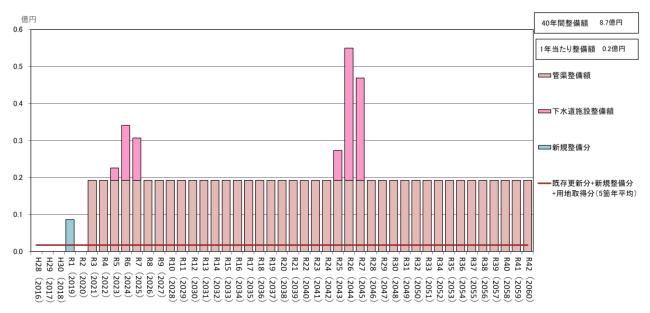
図表3-17:上水道施設の更新費用

図表3-18:上水道施設の総量

区分	大分類	小分類	総量
企業会計施設	上水道施設	導水管	960,00 m
		送水管	3,126.00 m
		配水管	147,802.00 m
		施設(21 棟)	1,814.40 m

※令和 2 (2020) 年度末時点

図表 3-19 は、下水道施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する下水道施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、令和 3(2021)年度から令和 42(2060)年度までの 40 年間の更新費用総額を算出すると、8.7 億円を要する推計となります。これは年平均を計算すると、毎年 0.2 億円かかる試算となります。



図表3-19:下水道施設の更新費用

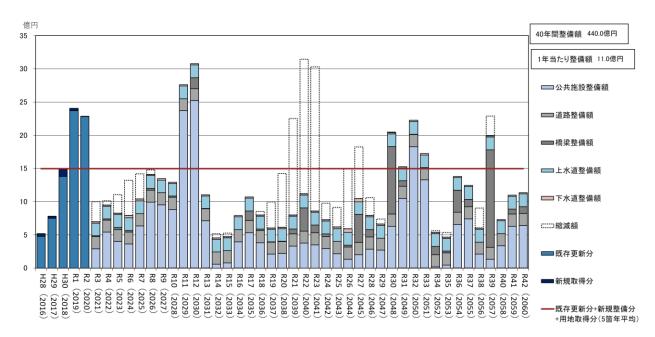
図表3-20:下水道施設の総量

区分	大分類	小分類	総量	
企業会計施設	下水道施設	汚水管	7,105.65 m	
		施設(2棟)	331.00 m ²	

※令和 2 (2020) 年度末時点

第5節 公共施設とインフラ全体の更新費用推計

図表 3-21 は、公共施設とインフラ全体の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する公共施設とインフラ全体について、前述してきたとおり、長寿命化や平準化、個別施設計画の事業を着実に完遂した場合、令和 3(2021)年度から令和 42(2060)年度までの 40 年間の更新費用総額は、440.0 億円を要する推計となります。これは年平均を計算すると、毎年 11.0 億円かかる試算となります。



図表3-21:公共施設とインフラ全体の更新費用

図表3-22:対策の効果額

公共施設等全体の更新費用推計の効果額	①平成 28 年度 初版管理計画	②令和 3 年度 改訂版管理計画	③対策の効果額 (①-②)
今後 40 年間の更新費用推計総額	698.1 億円	440.0 億円	258.1 億円
1年当たりの更新費用推計	17.5 億円	11.0 億円	6.5 億円

第6節 公共施設等における現状と課題

(1)施設の老朽化

- 公共施設等については、全体的に老朽化が進んでいます。今後、公共施設等の安全性を保つための維持管理・大規模改修・建て替え等にかかる経費の増加が見込まれます。
- さらに公共施設等については、本町が保有する必要性及び今後維持する場合のコストの検証が 課題であり、必要であると判断された施設については、適切で計画的な維持管理や長寿命化等 に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。

_____ (2)ニーズの変化

- 人口の減少とともに、少子高齢化が急速に進んでいることから、施設に対するニーズの変化が 予想されます。
- 社会状況の変化やニーズの変化を見極めながら、施設の複合化、現在利用されていない施設の 処分等、保有総量の適正化を図りながらも、ニーズに対応できる施設運営が必要になります。

(3) 財源の不足

- 生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、高齢者の増加による扶助費の増加等、ますます厳しくなる財政状況の中、公共施設等の維持管理・大規模改修・建て替え等に支出するための財源確保は、さらに難しくなることが予測されます。
- 計画的な維持管理、長寿命化等に努め、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。また、 今後とも厳しい財政状況が続くことが見込まれることから、公共施設等に関する内容以外にも、 歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組む必要があります。

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本方針

第1節 基本的な方針について

老朽化が進む公共施設等を、良好な状態で使用していくためには、適切な維持管理が必要です。 また、日常生活上、必要不可欠な道路や橋梁、水道のようなインフラ施設は、安全な供用が求められます。

しかし、厳しい財政状況等から、すべてを維持管理することは困難であるため、著しく老朽化が 進み、使用上、危険が及ぶ可能性があるもの、また、すでに供用を停止しているものは、早急に取 り壊し等の検討を行います。また、その他の公共施設等については、原則、適切な維持管理を行う とともに、現状を把握し、将来の利用需要を予測し、必要に応じて、複合化・集約化等の検討を行 います。

なお、本町の公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針は、次のとおり、5つの基本方針とします。

基本方針

- 1. 総量削減を基本とし、老朽化又は類似施設の複合化・集約 化及び廃止・解体を検討する。
- 2. 施設の現状を把握し、老朽化、利用頻度の低い施設及び近 傍に類似施設がある場合は、複合化・集約化等を検討する。
- 3. 現状を的確に把握し、今後も安全に利用できるよう施設の 長寿命化及び適切な維持管理を行う。
- 4. 既存の計画を基に、施設等の維持管理や再編を行う。
- 5. 施設ごとの対応方針や改修・建て替え等の優先順位、対策内容、実施時期を定める。

第2節 実施方針について

(1) 点検・診断等の実施方針

● 定期的な公共施設等の点検・診断を実施し、利用状況を把握する。

公共施設等の点検・診断については、老朽化及び設備等の機能低下を防ぐため、定期的に実施し、 経年による劣化、気象や使用による外的負荷による性能の低下及び施設の利用状況を把握し、コスト等を含め適切な維持管理を行います。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

● 履歴情報を蓄積し、計画に活用する。

すべての公共施設等において、点検・診断を実施することにより、修繕等の必要な対策を、適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実施します。その際、公共施設等の状態や過去の対策履歴等の情報を把握し、維持管理・修繕・更新等に活用します。なお、情報の蓄積手段として、固定資産台帳を有効活用します。

(3)安全確保の実施方針

● 危険性の高い施設等は、速やかに修繕・除却等の対応を実施する。

公共施設等における安全確保は、周辺住民や利用者の安全を確保し、安心・安全に施設を利用することができることを目的とします。なお、点検・診断等により、危険性が認められた公共施設等については、本計画や個別施設計画等に基づき、早急に修繕等の安全対策や修繕・除却等を推進します。ただし、極めて危険性が高いと思われる公共施設等については、早急に協議・検討を実施し、解体・除却を行います。

各施設の安全確保及び安定的・継続的な施設利用のため、日常点検シートによる点検・診断を行います。これら点検・診断等により、危険性が認められた、または利用者及び周辺環境に危険性を及ぼす可能性があると認められた公共施設等や老朽化等により供用を廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、関係各位と協議・調整の上、早急に除却・解体を行います。

(4) 耐震化の実施方針

● 災害対応施設としての観点も含め、計画的に耐震化工事を実施する。

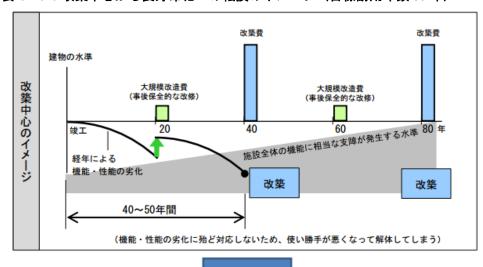
災害時において、防災拠点等となる公共施設等は、必要な調査等に基づき、耐震化を進めます。 また、南海トラフ巨大地震・大規模水害・土砂災害及び同時かつ連続的に発生する複合災害に対し て適切に対応するため、『湯浅町地域防災計画』や周辺自治体の関係する計画とも密接に連携し、 防災面からの公共施設等のあり方を検討し、避難施設となる公共施設の機能強化を実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

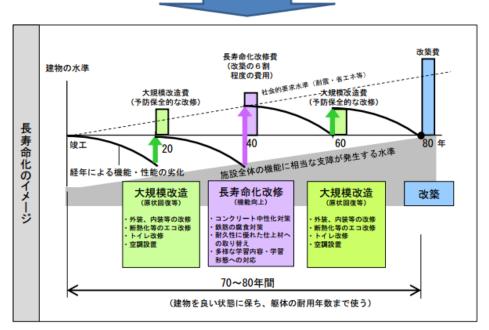
● 予防保全による公共施設等の長寿命化を実施する。

公共施設を常に健全な状態に保ち、安全で快適な環境を維持するためには、施設の日常的・定期的な点検・清掃の実施及び施設や設備の老朽化や機能の低下等による不具合が生じる前に予防的な修繕を行うことにより、従来の事後保全による整備と比較して施設を長く使用することができるため、公共施設の長寿命化を図る上で予防保全の考え方を基本方針とします。

下図のように、鉄筋コンクリート造等の大規模な施設整備について、改築中心もしくは事後保全の維持管理(建て替え年数 40 年)の方式から、築 20 年程度が経過した後に、機能回復のための予防保全的な改造等、中間期(築 40 年程度)に長寿命化改修、その後も建物の部位ごとの更新周期を勘案し、約 20 年周期で予防保全的な改造を行うなど、予防保全による施設の長寿命化(建て替え年数 80 年程度)の方式に切り替え、計画的な整備を行います。



図表4-1:改築中心から長寿命化への転換のイメージ(目標耐用年数80年)



(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

● 誰もが使いやすい公共施設等の整備を推進する。

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29(2017)年2月20日決定・令和2(2020)年12月20日一部改正、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(7)統合や廃止の推進方針

● 施設の総量や配置の最適化を実施する。

統合や廃止の検討については、将来の人口見通しや利用需要を勘案し、公共施設等の総量及び配置の最適化を図ります。しかし、公共施設等の統合や廃止については、行政サービスの水準低下が伴う可能性があります。水準の低下を最小限にするためには、公共施設等に関連する施策だけでなく、地域の実情も含めた総合的な施策・協議が必要です。そのため、本町の公共施設の統廃合や遊休施設の利活用については、住民、議会等と十分に協議し、合意形成を経て実施します。

(8) 住民との情報共有の実施方針

● 公共施設等に関する情報公開を実施する。

本計画の推進については、公共施設等を日々利用されている住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。今後とも、公共施設等のあり方について、住民、議会等と十分に協議し、固定資産台帳をはじめとする公共施設等に関する情報について、本町HP等を通じ公表します。また、公共施設等の点検・診断の結果については、システムによる一元管理化を行い、取りまとめた内容については、定期的に住民等へ情報公開を実施します。

(9) PPP/PFIの活用

● PPP/PF | 等民間活力の活用の可能性について検討する。

今後、公共施設等の維持管理、更新等については、本町による対応だけではなく、公共施設等の一部またはすべての管理運営を民間に委託し、より効果的・効率的な維持管理等を検討します。その手法として、PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ:公民連携)/PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ:公共サービスの提供を民間主導で実施)方式、コンセッション(利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する)方式、指定管理制度等の民間事業者のノウハウや資金等があり、本町でも活用を視野に入れながら、公共施設等の運営を検討します。

(11) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

● 公共施設等に関する情報共有・職員研修を実施する。

本計画を着実に実施していくためには、全庁的な推進体制の整備が不可欠です。そのため、職員及び部局間の連携強化、公共施設等の情報共有、有効活用や長寿命化に向けての取組の推進、固定資産台帳の更新、公共施設等マネジメントの実施、建物等の維持管理等に関する必要な研修等を行います。

(12) 広域連携の実施方針

● 公共施設等の広域連携を実施する。

今後、さらなる少子高齢化・人口減少時代が到来することが予測されているため、公共施設等のあり方については、本町の町域だけで考えるのではなく、本町に隣接する自治体間の情報共有を積極的に行い、公共施設等の建設や相互利用、災害時の避難対応等について、広域的な連携を検討します。

(13) フォローアップの実施方針

● 社会情勢や利用需要等を把握しながら、フォローアップを実施する。

本計画は、公共施設等の更新費用を、将来 40 年間分を見越していますが、計画期間を 10 年間 とし、今後の社会情勢や経済情勢、また、利用需要、人口動態等の変化により、適宜見直しを実施 します。また、公共施設等のマネジメントを実施するため、情報の一元管理を行い、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)により、本計画に反映(Action)させ、随時、計画の見直しを実施 します。

第3節 推進体制について

本町が所有する公共施設等を分野横断的に集約化・一元化を行い、計画的かつ効率的に維持管理等を実施するために、公共施設等マネジメントの推進体制を構築します。全庁的な推進体制を構築するとともに、各課が所有する施設情報について一元管理を行うため、固定資産台帳システムや施設マネジメントシステムを活用し、関係課等と連携をとりながら公共施設等のマネジメントの推進を図ります。

図表 4-2:全庁的な推進体制

図表4-3:固定資産台帳・施設マネジメントシステムを活用した情報の一元管理・共有



第4節 目標設定について

令和元(2019)年度に策定した個別施設計画において実施した現地調査やヒアリング調査等により、建物系公共施設(公営住宅については、「湯浅町営住宅長寿命化計画」等により別途方針を設定しているため、ここでは除きます。)について、今後の施設ごとの方針を以下のように設定しました。

No. 施設ごとの方針 内容 計画的かつ適切な方法により維持管理を行し適切に日常点検等を実施し、予防保全の考え方に基づき、 1 計画性のある修繕等を行い、継続して使用する施設 う。【維持管理】 施設の建て替え・複合化・集約化・長寿命化 利用者が比較的多くあり、施設の老朽化等により、建て 2 等の検討を行う。【建て替え等】 替え等が必要な施設 利用実態を把握の上、用途変更や民間活用等の検討を行 3 利活用等の検討を行う。【利活用等】 い、利活用を行う施設 地区や利用団体・個人への譲渡または本町以外でのサー 売却や譲渡等の検討を行う。【譲渡等】 4 ビス提供が可能な施設 未使用または利用頻度が低い施設であり、他の施設や空 施設の除却・解体等の検討を行う。【除却等】 きスペース等での代替が可能であると判断し、除却等を 5 行う施設

図表 4-4:個別施設計画における施設ごとの方針

上記、施設ごとの方針のうち、方針 4 及び方針 5 について、個別施設計画において設定したマネジメント計画期間中に、事業を完遂すると想定した結果、24,712.00 ㎡の公共施設の削減を行うものとし、削減目標を 20,000 ㎡と設定を行いました。

ただし、15ページの図表3-8にありますように、本町はこれまでに20,293.74 ㎡の削減を行っており、個別施設計画の削減目標は達成しています。そのため、本計画においては、個別施設計画において方針4又は方針5に設定されていましたが、実施時期が後年度に設定されていた施設について、時期を早めることとし、削減目標として新たに追加することにします。

図表 4-5:建物系公共施設の削減目標 削減目標 令和4(2022)年度~令和8(2026)年度の5年間で、 5,000㎡の削減

本計画の初版策定(平成 28 (2016) 年 3 月)以降に、公共施設マネジメントとして実施した対策は、以下のとおりです。

図表4-6:対策の実績(除却)

施設名称	施設分類	延床面積 (㎡)	建築年月日	対策実施年度
矢田教育集会所	町民文化系施設	105.00	平成3年3月31日	平成28年度
駅前多目的広場	スポーツ・レクリエーション系施設	665,00	平成3年12月12日	令和2年度
駅前多目的広場	スポーツ・レクリエーション系施設	39.00	平成3年12月12日	令和2年度
消防車庫(第4分団)栖原517-3	行政系施設	60.00	昭和61年3月1日	令和3年度
消防車庫(第4分団)栖原824-2	行政系施設	50.00	昭和54年3月1日	令和3年度

図表4-7:対策の実績(譲渡)

施設名称	施設分類	延床面積 (㎡)	建築年月日	対策実施 年度
水産業養殖施設	産業系施設	2,564.00	昭和58年4月1日	平成30年度
共同畜舎施設	産業系施設	6,921.00	昭和63年4月1日	令和元年度
温室•露地栽培施設	産業系施設	9,713.00	平成元年4月1日	令和2年度
湯浅町椎茸榾木加工大型共同作業場	産業系施設	5,402.00	平成4年4月1日	令和2年度
ミネラルウオーター大型共同作業場	産業系施設	2,801.00	平成5年4月1日	令和3年度

図表4-8:対策の実績(利活用)

施設名称	施設分類	建築年月日	利活用内容	対策実施 年度
旧診療所	保健•福祉施設	昭和60年3月1日	ぬくもりふれあいセンターとして、 生活就労相談、見守り活動拠点等に 活用	令和2年度
旧共同作業所	その他	昭和58年4月1日	ぬくもりふれあいセンターとして、 地域ふれあいサロン運営に活用	令和2年度

図表4-9:対策の実績(集約化)

施設名称	施設分類	建築年月日	集約化内容	対策実施 年度
栖原区民センター	町民文化系施設	令和3年3月31日	栖原地区に分散していた栖原老人 憩の家、栖原公民館、栖原消防車	令和3年度
			庫(2施設)の計4施設を集約化	

第5章 施設類型ごとの基本方針

第1節 行政系施設

(1)施設概要

図表 5-1:行政系施設の状況

凶衣5−1:行政糸施設の状況								
名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針			
■湯浅町役場(青木 668-1)								
庁舎	鉄骨造	4,259.00	平成27年3月24日	総務課	維持管理			
倉庫棟	鉄筋コンクリート	413.00	平成27年3月24日	総務課	維持管理			
車庫棟	鉄筋コンクリート	129.00	平成27年3月24日	総務課	維持管理			
■消防車庫(第1分団)(湯浅2	2904)							
消防車庫	鉄骨造	86.42	平成28年4月1日	総務課	維持管理			
■消防車庫(第2分団)(総合t	2ンター内(湯	浅 2707-1))					
消防車庫	鉄筋コンクリート	72.00	昭和55年4月1日	総務課	維持管理			
消防車庫	鉄筋コンクリート	152.00	昭和51年4月1日	総務課	維持管理			
■消防車庫(第3分団)(山田 ²	1872-2)							
消防車庫	鉄骨造	93.00	平成7年4月1日	総務課	維持管理			
■消防車庫(第4分団)(栖原図	区民センター内	」(栖原 333-	1))					
消防車庫	鉄骨造	137.70	令和3年3月31日	総務課	維持管理			
■消防車庫(第5分団)(田36	64-4)							
消防車庫	鉄骨造	100.00	平成6年4月1日	総務課	維持管理			
■消防車庫(第6分団)(吉川2	262-1)							
消防車庫	鉄骨造	120.00	平成12年4月1日	総務課	維持管理			
■消防車庫(第7分団)(栖原2	26-4)							
消防車庫	鉄骨造	56.00	平成 28 年 3 月 31 日	総務課	維持管理			
■消防車庫(第8分団)(なぎ)	(橋下)							
消防車庫	鉄骨造	78.00	平成10年4月1日	総務課	維持管理			
	*\ \	(0000) Fr	田定咨産会帳より一覧まな	- /L	- O Cit L			

名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針				
■消防車庫(第9分団)(湯浅 1982)									
消防車庫	鉄骨造	60.00	平成 26 年 2 月 10 日	総務課	維持管理				
■消防車庫(第 10 分団)(湯浅 2123-9)									
消防車庫	鉄筋コンクリート	38.00	不明	総務課	建替え等				

※令和 2 (2020) 年度固定資産台帳より一覧表を作成、令和 4 年 3 月時点 ※方針は個別施設計画等における方針



消防車庫(第1分団)



消防車庫(第3分団)



消防車庫(第7分団)



消防車庫(第9分団)

- 役場庁舎は、現状大きな支障はないが、不具合等が発生した場合には早期に修繕を行い、施設保全に努めている。
- 消防車庫については、老朽化が進んでいるものがあり、耐震診断が行われていない状況である。 また、車庫しかなく詰所がない消防車庫もある。
- 平成30(2018)年3月に『湯浅町地域防災計画』を改訂し、災害予防・災害応急対策・災害復旧・災害復興の各基本計画を定めて、災害から住民の生命、身体及び財産を守るための体制整備に取組んでいる。

- 役場庁舎は、日常点検を行い、不具合箇所等の早期発見、早期対策に努める。また、長期間安心安全に使用できるよう、計画的に改修等を行っていく。
- 消防車庫の老朽化が進んだ施設について、維持管理方法を確定し、定期的な安全点検を行い、 必要に応じて改修を実施する。
- 第10分団消防車庫については、老朽化のため、建て替えを行う。
- 個別施設計画等に基づき、関係機関等との調整を図りながら、公共施設マネジメントを実施する。
- 今後 10 年間の実施計画を策定し、計画的かつ適切な維持管理等を行う。

第2節 町民文化系施設

(1)施設概要

図表 5-2: 町民文化系施設の状況

	名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針			
	田区民センター(田 369-5)								
	区民センター	木造	549.00	平成元年2月1日	教育委員会	維持管理			
= 7	栖原区民センター(栖原 333	-1)							
	コミュニティセンター	鉄骨造	555.78	令和3年3月31日	総務課	維持管理			
=	宮西教育集会所(湯浅 1819-	-3)							
	教育集会所	鉄筋コンクリート	140.00	昭和61年10月14日	教育委員会	維持管理			
= 7	■方津戸教育集会所(栖原 109-41)								
	教育集会所	木造	74.00	不明	教育委員会	維持管理			



栖原区民センター



方津戸教育集会所

- 一部の施設においては、維持管理に係るメンテナンスや抜本的な改修が必要な施設がある。
- 施設の維持管理については、対症療法的な対応となっている。

- 原則、適切な維持管理による更新を基本方針とする一方、今後、人口の変動等により、利用者数の減少等、施設の現状を把握し、老朽化、利用頻度の低い施設及び近傍に類似施設がある場合は、複合化・集約化等を検討する。
- 方津戸教育集会所は、現状、区民の集会や老人の憩いの場所としての利用が多いことから、用途変更等の検討を行う。
- 個別施設計画等に基づき、関係機関等との調整を図りながら、公共施設マネジメントを実施する。
- 今後 10 年間の実施計画を策定し、計画的かつ適切な維持管理等を行う。

第3節 社会教育系施設

(1)施設概要

図表5-3:社会教育系施設の状況

	名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針		
■ }	易浅町立図書館(湯浅えき蔵内	图(湯浅 1075	5-9))					
	図書館	鉄筋コンクリート	2,133.92	令和2年3月30日	教育委員会	維持管理		
	ハきいきふれあい館(湯浅 22	276-2)						
	公民館	鉄骨造	346.00	平成 13年3月31日	教育委員会	維持管理		
■ (山田公民館(山田 1334-2)							
	公民館	鉄骨造	344.00	平成7年3月20日	教育委員会	建替え等		
= ī	■吉川公民館(吉川 269)							
	公民館	鉄骨造	351.00	昭和63年4月1日	教育委員会	建替え等		



いきいきふれあい館



山田公民館

- 一部の施設においては、維持管理に係るメンテナンスや抜本的な改修が必要な施設がある。
- 施設の維持管理については、対症療法的な対応となっている。
- 中央公民館は、老朽化等もあり除却され、現在は「湯浅えき蔵」で活動しているが、公民館活動を想定した施設でないことから、その活動の一部が制限されている。
- 図書館については、令和2(2020)年10月より湯浅駅前複合施設である「湯浅えき蔵」にて業務を開始した。

- 原則、適切な維持管理による更新を基本方針とする一方、今後、人口の変動等により、利用者数の減少等、施設の現状を把握し、老朽化、利用頻度の低い施設及び近傍に類似施設がある場合は、複合化・集約化等を検討する。
- 中央公民館活動の拠点及び文化財等の展示公開施設の整備を検討する
- 点検・診断等は、予防保全を基本とした方法を実施する。
- 個別施設計画等に基づき、関係機関等との調整を図りながら、公共施設マネジメントを実施する。
- 今後 10 年間の実施計画を策定し、計画的かつ適切な維持管理等を行う。

第4節 スポーツ・レクリエーション・観光系施設

(1)施設概要

図表5-4:スポーツ・レクリエーション・観光系施設の状況

名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針			
■湯浅町民プール(山田 1951-	■湯浅町民プール(山田 1951-6)							
管理事務所	コンクリートフ゛ロック	71.00	平成 12 年7月31日	教育委員会	維持管理			
■宝栄水泳プール(湯浅 2716-	-1)							
管理事務所	コンクリートフ゛ロック	不明	昭和58年3月31日	教育委員会	建替え等			
■宝栄湯(湯浅 2716-4)								
公衆浴場	鉄筋コンクリート	345.00	昭和54年5月1日	住民生活課	維持管理			
■町民体育館(湯浅 1546)								
体育館	鉄骨造	1,187.00	昭和60年3月25日	教育委員会	維持管理			
■湯浅スポーツセンター(湯浅2	2435-1)							
体育館	鉄骨鉄筋37 クリート	4,371.00	昭和55年2月29日	教育委員会	維持管理			
■田体育館(田 369-5)								
体育館	鉄筋コンクリート	2,101.00	昭和57年3月31日	教育委員会	維持管理			
■湯浅城公園(有田川町熊井 69	94-1)							
なぎの里球場(バックネット棟)	鉄骨造	149.74	平成 22 年 3 月 31 日	教育委員会	維持管理			
なぎの里球場(1塁側ダッ グアウト棟)	鉄筋コンクリート	74.00	昭和55年3月31日	教育委員会	維持管理			
なぎの里球場(3塁側スタ ンド)	鉄骨造	930.39	昭和55年3月31日	教育委員会	維持管理			
なぎの里球場(3塁側ダッ グアウト棟)	鉄筋コンクリート	74.00	昭和 55 年 3 月 31 日	教育委員会	維持管理			
なぎの里球場(3塁側トイ レ棟)	コンクリートフ゛ロック	26.73	昭和 55 年 3 月 31 日	教育委員会	維持管理			
ゲートボール場兼多目的ス ポーツ施設(管理棟)	鉄筋コンクリート	81.95	平成6年3月31日	教育委員会	維持管理			

名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針
■湯浅城公園(有田川町熊井 69	94-1)				
ゲートボール場兼多目的ス ポーツ施設(倉庫)	コンクリートフ゛ロック	12.81	平成6年3月31日	教育委員会	維持管理
テニスコートA・B(トイレ)	コンクリートフ゛ロック	52.57	昭和55年3月31日	教育委員会	維持管理
テニスコートD・E・F・ G(トイレ)	コンクリートブ ロック	35.00	昭和55年3月31日	教育委員会	維持管理
■湯浅伝建地区休憩所岡正(湯湯	\$ 37-2)				
湯浅伝建地区休憩所岡正	木造	99.00	不明	教育委員会	維持管理
■北町ふれあいギャラリー(湯浸	£47-6)				
北町ふれあいギャラリー	木造	78.00	不明	教育委員会	維持管理
■甚風呂(湯浅 426)					
甚風呂	木造	268.00	不明	教育委員会	維持管理
甚風呂	木造	71.94	不明	教育委員会	維持管理
■湯浅まちなみ交流館(湯浅 44	.4)				
湯浅まちなみ交流館	木造	39.00	不明	教育委員会	維持管理
■お休処立石茶屋(湯浅 860-2	2)				
休憩所	木造	205.00	不明	ふるさと振興課	維持管理
倉庫	木造	49.00	不明	ふるさと振興課	維持管理
浴場	木造	6.00	不明	ふるさと振興課	維持管理
■湯浅町特産物流通物販センター	- (湯浅 2708	3-5)			
湯浅町特産物流通物販センター	鉄骨造	338.10	平成30年3月31日	ふるさと振興課	維持管理
■湯浅えき蔵(湯浅 1075-9)					
湯浅えき蔵	鉄筋コンクリート	804.42	令和2年3月30日	政策企画課	維持管理
■旧栖原家(湯浅 557-1)					
旧栖原家	木造	328.58	不明	教育委員会	利活用等

- スポーツ施設の維持管理については、対症療法的な対応に終始している。また、築後 40 年程度経過する施設も多く、利用者の安全確保やニーズ、競技基準に対応するのが難しい施設もある。
- 甚風呂、湯浅伝統的建造物群保存地区休憩所(岡正)、湯浅まちなみ交流館、北町ふれあいギャラリーは、いずれも伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物で、建築後 100~150年ほど経過した町家等を改修したものである。その伝統的な外観や内部意匠を活かし、町民や伝建地区を訪れる観光客等の来訪者が、伝建地区について理解を深め、学習し、あるいはもてなしや交流を図るための施設として活用している。
- 現在の施設の管理状況は、甚風呂(歴史資料館)及び湯浅まちなみ交流館(来訪者おもてなし 交流施設)に、それぞれ指定管理者制度を導入し、地元住民組織による維持管理と公開活用が なされている。また、湯浅伝建地区休憩所(岡正)及び北町ふれあいギャラリー(ギャラリー 兼休憩所)は、使用許可等により活用している。
- 宝栄湯は、建築から 40 年経過していることもあり、随所に老朽化が見られる。現状、故障箇所を適宜修繕し管理している状態である。
- 旧栖原家は、地区の歴史や伝統的建造物の特性を学ぶことのできる施設として、整備を進めている。令和4(2022)年度以降に公開予定である。
- 立石茶屋は、複数箇所において、老朽化が進行しており、腐食箇所や雨漏りが見られた箇所を確認次第、予算の範囲内で修繕を行っている。また、立石茶屋は町中を通る熊野古道沿いや歴史的な施設である観点から、取り壊しや建て替えが困難な施設である。
- 立石茶屋の利用者は、主に町外からの観光客であり、観光案内のパンフレットなどを設置している。施設の管理は、町の直営で行っており、職員が施設の開閉や掃除、観光客へのもてなしを行っている。また、季節に応じた展示なども行っている。
- 湯浅町特産物流通物販センターは、指定管理を行っており、町内の特産物等の販売を1階で実施し、2階はお食事処として運営している。

- 原則すべての施設において、適切な維持管理による更新を基本方針とする。
- 湯浅城公園については、スポーツニーズ等を踏まえ、スポーツ・レクリエーション施設として施設全体の再整備を検討する。
- プール施設については、老朽化した施設もあり集約化等の方法により再整備を検討する。
- 点検・診断等は、予防保全を基本とした方法を実施する。
- 伝統的建造物群保存地区の施設については、保存を図る伝統的建造物として特定している施設であるため、取り壊しや建て替えは行わない。改修から10年以上経過している施設も多くあるが、修繕に際しても伝統的建造物としての特性を損なわない修繕を行う必要がある。

湯浅町 公共施設等総合管理計画

- 立石茶屋は、本町にとって重要な観光拠点施設と位置付けているため、今後の施設の廃止は考えていない。老朽化が施設内において目立つため、優先順位を立てて随時修繕を実施する。
- 湯浅町特産物流通物販センターは、地元での利用者が少ないことから今後、地元の方も利用してもらうようなメニューを考えたり、1階空きスペースでの出店等の集客を検討している。
- 宝栄湯は、現状、施設について大きな支障はないが、今後、機械設備等の改修を行う必要がある。
- 個別施設計画等に基づき、関係機関等との調整を図りながら、公共施設マネジメントを実施する。
- 今後 10 年間の実施計画を策定し、計画的かつ適切な維持管理等を行う。



宝栄湯



湯浅町特産物流通物販センター



湯浅スポーツセンター



湯浅えき蔵

第5節 産業系施設

(1)施設概要

図表5-5:産業系施設の状況

	名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針				
= 7	■木材加工大型共同作業場(広川町大字下津木 2458-1)									
	共同作業場 A 棟	鉄骨造	2,530.98	平成3年4月1日	産業建設課	譲渡等				
	共同作業場B棟	鉄骨造	2,232.00	平成3年4月1日	産業建設課	譲渡等				
■ }	■湯浅町「一気通貫」産直加工流通加速化センター(栖原 333-1、332)									
	湯浅町「一気通貫」産直加 工流通加速化センター	鉄骨造	2,099.13	平成31年3月29日	ふるさと振興課	維持管理				



木材加工大型共同作業場



湯浅町「一気通貫」産直加工流通加速化 センター

- 同和地区の経済基盤の確立を図り、産業の振興と職業の安定のため、農林水産業施設・大型共同作業場が、昭和58(1983)年度から平成5(1993)年度までの間に、9施設が建設された。
- その結果、各施設での雇用や産業振興による成果が上がり、現在当該地区における地域住民の雇用対策については、一定の効果を上げ、雇用が確保されていると判断している。しかしながら、就労対策としての役割を果たしてきた大型共同作業場は、5施設のうち2施設が休止となり、平成25(2013)年度に老人福祉施設、平成29(2017)年度に災害備蓄倉庫にそれぞれ転用することになった。
- 平成 18 (2006) 年度からは指定管理者制度により、運営は指定管理者が行うようになり、3 年を期限とした指定管理を行っている。大型共同作業場は、経営状況により、運営母体の変更、事業規模を縮小するなど計画変更を余儀なくされた施設もある。また、全ての施設は設置後 25 年を超え、中には 30 年以上経過するなど者朽化が進んでいることもあり、湯浅町第3次長期計画(平成 23 (2011) 年度~令和 2 (2020) 年度) より新たな産業としての展開を推進するため、施設の払い下げに向けての検討が進められ、平成 30 (2018) 年度に1施設、令和元年度に1施設、令和2 (2020) 年度に1施設、また令和3 (2021) 年3月に2施設の払下げを行っている。
- 湯浅町「一気通貫」産直加工流通加速化センターについて、加工場・貯蔵庫・ジェラート室・ 甘酒製造室及びその周辺にて結露が発生している。

- 今後も自立した運営を図り、社会経済情勢の変化に対応するため、また既存のストックを効率的に活用し地域活性化を図るために、木材加工大型共同作業場についても、施設の払下げを進めていく。
- 現状起こっている問題については、町と指定管理者で協議を行いつつ対応する。
- 個別施設計画等に基づき、関係機関等との調整を図りながら、公共施設マネジメントを実施する。
- 今後 10 年間の実施計画を策定し、計画的かつ適切な維持管理等を行う。

第6節 保健•福祉施設

(1)施設概要

図表 5-6:保健・福祉施設の状況

名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針				
■総合センター (湯浅 2707-1)									
総合センター	鉄筋コンクリート	1,749.00	昭和51年4月1日	人権推進課	建替え等				
ぬくもりふれあいセンター(IE 	日診療所)(湯	浅 2718-1)							
旧診療所	鉄筋コンクリート	454.00	昭和60年3月1日	人権推進課	維持管理				
ぬくもりふれあいセンター(IE 	日共同作業所)	(湯浅 2719	-2)						
旧共同作業所	鉄骨造	137.00	昭和58年4月1日	人権推進課	維持管理				
宮西文化会館(湯浅 1696-1)								
文化会館	鉄筋コンクリート	189.00	昭和54年4月1日	人権推進課	建替え等				
野下·出水文化会館(湯浅 21 -	23-7)								
文化会館	鉄筋コンクリート	251.00	昭和56年4月1日	人権推進課	建替え等				
横田文化会館(栖原 6)									
文化会館	鉄筋コンクリート	233.00	昭和55年4月1日	人権推進課	維持管理				
ふれあいプラザ(別所 61-1) 									
老人福祉施設	鉄骨造	316.00	平成 13 年 3 月 15 日	福祉課	維持管理				
シャワー室・更衣室	木造	27.00	平成 15 年 12 月 9 日	福祉課	維持管理				
地域福祉センター (湯浅 167 -	5-1)								
地域福祉センター	鉄筋コンクリート	1,586.00	平成8年3月25日	福祉課	利活用等				
山田老人憩の家(山田 1925- 	-1)								
老人福祉施設	鉄骨造	219.00	昭和53年3月31日	福祉課	建替え等				
青木老人憩の家(青木 690-2	2)								
老人福祉施設	木造	99.00	不明	福祉課	建替え等				

	名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針
■:	北の町老人憩の家(湯浅 709	-2)				
	老人福祉施設	鉄骨鉄筋コン グリート	279.00	平成 23 年 3 月 1 日	福祉課	維持管理
■i	南栄老人憩の家(湯浅 1033-	-4)				
	老人福祉施設	鉄骨造	187.00	平成6年10月3日	福祉課	維持管理
■i	- 南の町老人憩の家(湯浅 123	0-1)				
	老人福祉施設	鉄骨造	125.00	平成6年10月11日	福祉課	維持管理
■:	- 北道老人憩の家(湯浅 1661-	-1)				
	老人福祉施設	木造	90.00	昭和58年3月31日	福祉課	除却等
= 7	・ なぎ区集会所(湯浅 3245)					
	老人福祉施設	鉄筋コンクリート	104.00	平成2年12月20日	福祉課	維持管理
	- 吉川老人憩の家(吉川 923-1)				
	老人福祉施設	木造	112.00	昭和 52 年 9 月 20 日	福祉課	建替え等

※令和 2 (2020) 年度固定資産台帳より一覧表を作成、令和 4 年 3 月時点 ※方針は個別施設計画等における方針



総合センター



地域福祉センター

- 総合センターは、耐震診断のうえ耐震補強を実施した。宮西文化会館、横田文化会館、野下・ 出水文化会館は耐震診断により補強を要しないとの結果を得た。
- 総合センター及び文化会館について、地震対応のほか、経年による老朽化等に対する改修及び 修繕、さらに付属品(照明器具、調理器具等)、備品(健康器具)及び内装具等についても利 用者の安全を確保するため、計画的に取り組む必要がある。
- 総合センター及び各文化会館について、各種法定点検等は行っているものの、細部の確認・修繕作業について、職員による自主点検では行き届いた対応が困難な場合がある。
- ふれあいプラザは、特殊建築物の建築物調査及び建築設備検査を、数年に一回受けている。
- 老人憩の家として、9 施設(田、吉川、山田、北道、なぎ、青木、北の町、南の町、南栄)あり、高齢者に対し、教養の向上及びレクリエーション等の開催のための場を提供し、高齢者の心身の健康を図ることを目的として設置しているが、全施設が建築後 10 年~40 年程度経過し、老朽化が進んでいるため改修が必要な施設が多い。
- 各老人憩の家は、老朽化している部分を予算の都合等考慮し、適時修繕等行い、施設の維持管理を行っている。
- 今後、施設の機能移転や廃止等が必要となってくる施設が多いものと考えられる。

- 総合センター及び各文化会館について、原則として適切な維持管理による更新を基本方針とするが、今後の老朽化対応として、関係補助金、利用者数、近傍施設等の状況を踏まえ、建て替えや、利用頻度の低い施設や近傍に類似施設がある場合については、複合化・集約化等についても検討する。
- 原則、適切な維持管理による更新を基本方針とする一方、今後、人口の変動等により、利用者数の減少等、施設の現状を把握し、老朽化、利用頻度の低い施設及び近傍に類似施設がある場合は、複合化・集約化等を検討する。
- 老人憩の家は、老人クラブ・各区の集会や会議、高齢者のレクリエーションや健康づくり等に利用され、施設によっては、その地域の重要な拠点となっている。今後、施設利用者の利便性を考慮した上で、各施設の実情を踏まえ統廃合を検討していく。また、避難所としての機能を有しているため、統廃合に関しては、各関係機関と検討していく。
- 利用率が年々減少傾向にある施設については、統合や廃止の検討を実施する必要がある。
- 個別施設計画等に基づき、関係機関等との調整を図りながら、公共施設マネジメントを実施する。
- 今後10年間の実施計画を策定し、計画的かつ適切な維持管理等を行う。

第7節 学校教育系施設

(1)施設概要

図表 5-7:学校教育系施設の状況

	名称(所在地)	構造	延床面積 (m²)	建築年月日	所属課	方針		
■ }	■湯浅小学校(湯浅 1570) 							
	屋内運動場	鉄骨造	983.00	昭和11年3月1日	教育委員会	維持管理		
	特別教室棟	鉄筋コンクリート	1,127.00	昭和53年3月1日	教育委員会	維持管理		
	倉庫	鉄骨造	29.00	昭和60年8月1日	教育委員会	維持管理		
	校舎	鉄骨造	4,452.00	平成23年3月1日	教育委員会	維持管理		
	校舎	鉄骨造	26.00	平成23年3月1日	教育委員会	維持管理		
= 6	田栖川小学校(栖原 1384)							
	校舎	鉄筋コンクリート	259.00	昭和39年3月31日	教育委員会	維持管理		
	管理教室棟	鉄筋コンクリート	1,325.00	昭和39年3月31日	教育委員会	維持管理		
	屋内運動場	鉄筋コンクリート	379.00	昭和45年3月31日	教育委員会	維持管理		
	教室棟	軽量鉄骨造	247.00	平成 12 年7月31日	教育委員会	維持管理		
	プール専用付属室	鉄筋コンクリート	32.00	平成 26 年 3 月 31 日	教育委員会	維持管理		
= (田栖川小学校吉川分校(吉川 9	938-2)						
	管理教室棟	鉄筋コンクリート	322.00	昭和51年2月1日	教育委員会	維持管理		
= {	田村小学校(田 359)							
	管理教室棟	鉄筋コンクリート	520.00	昭和50年5月1日	教育委員会	維持管理		
	管理教室棟	鉄骨造	428.00	昭和52年2月28日	教育委員会	維持管理		
	管理教室棟	鉄骨造	171.00	昭和55年3月31日	教育委員会	維持管理		
	教室棟	鉄骨造	482.00	平成6年3月31日	教育委員会	維持管理		
	倉庫	鉄骨造	15.00	平成6年10月31日	教育委員会	維持管理		
	プール専用付属室	鉄筋コンクリート	63.00	平成 29 年 12 月 1 日	教育委員会	維持管理		

	名称(所在地)	構造	延床面積 (m²)	建築年月日	所属課	方針		
= (■山田小学校(山田 1920)							
	管理教室棟	鉄筋コンクリート	1,341.00	昭和55年3月1日	教育委員会	維持管理		
	校舎	鉄骨造	2.00	昭和57年7月1日	教育委員会	維持管理		
	屋内運動場	鉄筋コンクリート	536.00	昭和58年2月1日	教育委員会	維持管理		
■ }	易浅中学校(湯浅 1815)							
	武道場	鉄骨造	292.00	昭和61年9月30日	教育委員会	維持管理		
	屋内運動場	鉄骨造	1,437.00	平成8年8月31日	教育委員会	維持管理		
	屋内運動場	鉄骨造	316.00	平成8年8月31日	教育委員会	維持管理		
	部室	鉄骨造	132.00	平成 10 年 3 月 31 日	教育委員会	維持管理		
	校舎	鉄骨造	5,846.00	平成 23 年 3 月 31 日	教育委員会	維持管理		
	校舎	鉄筋コンクリート	17.00	平成 23 年 3 月 31 日	教育委員会	維持管理		
	プール専用付属室	鉄骨造	69.00	平成 26 年 3 月 31 日	教育委員会	維持管理		
= 6	- 学校給食センター (湯浅 157	7-2)						
	学校給食センター	鉄骨造	745.00	平成 10年 12月 1日	教育委員会	維持管理		
	倉庫	鉄骨造	11.00	昭和61年5月31日	教育委員会	維持管理		

- 施設の維持管理については、対症療法的な対応に終始している。
- 小学校が4施設、分校が1施設、中学校が1施設ある。
- 現状の点検・診断では把握できない雨漏り等の劣化に対して、今後検討対策が必要である。

- 児童生徒の学校教育活動の充実や地域と学校の連携の強化に資するよう、公民館等の社会教育施設や社会福祉施設との複合化・共用化による整備を推進する。
- 建物の定期点検を適切に実施し、劣化状況を把握するとともに、計画的な修繕・更新により建物の長寿命化を図る。
- 学校教育の施設としてだけでなく、避難施設としても重要な役割を果たす学校教育系施設は、 改修工事等を優先的かつ計画的に実施する。
- 令和 2 (2020) 年度に策定した「湯浅町学校施設長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理等を推進する。

第8節 子育て支援施設

(1)施設概要

図表5-8:子育て支援施設の状況

名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針	
■たむらこども園(田 558-6)						
こども園	鉄骨造	411.75	平成27年4月1日	教育委員会	維持管理	
ゆあさこども園(青木 275-1)					
こども園	鉄骨造	1,604.66	令和3年3月31日	教育委員会	維持管理	
湯浅放課後児童クラブ(湯浅^	1570)					
放課後児童クラブ	木造	98.00	昭和60年4月1日	教育委員会	建替え等	
山田放課後児童クラブ(山田 [*]	1951-6)					
放課後児童クラブ	鉄骨造	35.00	平成22年4月1日	教育委員会	建替え等	
■田栖川放課後児童クラブ(栖原 1384)						
放課後児童クラブ	軽量鉄骨造	54.60	平成 12 年 7 月 31 日	教育委員会	維持管理	



たむらこども園



ゆあさこども園

- こども園については、築年数が浅いことから現状大きな支障はないが、不具合等が発生した場合には早期に修繕を行い、施設保全に努めている。
- 湯浅放課後児童クラブについては、年々利用児童数も増加しており、また老朽化も進んでいることから、令和4(2022)年度開所に向けて湯浅小学校特別教室棟の余裕教室への移転改修を進めている。
- 山田放課後児童クラブについては、土砂災害の危険性があるため、山田小学校の余裕教室への 移転改修を進めている。

- こども園については、日常点検を行い不具合箇所等の早期発見、早期対策に努める。また、長期間安心安全に使用できるよう、計画的に改修等を行っていく。
- 放課後児童クラブについては、統合や廃止は考えておらず、余裕教室の利活用等の検討を行う とともに、日常点検を行い不具合箇所等の早期発見、早期対策に努める。
- 個別施設計画等に基づき、関係機関等との調整を図りながら、公共施設マネジメントを実施する。
- 今後 10 年間の実施計画を策定し、計画的かつ適切な維持管理等を行う。

第9節 公営住宅

(1)施設概要

図表 5-9:公営住宅の状況

名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針				
■山本団地(青木 15)	■山本団地(青木 15)								
山本団地	鉄筋コンクリート	135.80	昭和54年4月1日	産業建設課	譲渡等				
山本団地	鉄筋コンクリート	135.80	昭和54年4月1日	産業建設課	譲渡等				
山本団地	鉄筋コンクリート	135.80	昭和54年4月1日	産業建設課	譲渡等				
山本団地	鉄筋コンクリート	135.80	昭和54年4月1日	産業建設課	譲渡等				
■別所(高城)団地(別所 5	557)								
別所(高城)団地	木造	28.09	昭和36年2月28日	産業建設課	譲渡等				
別所(高城)団地	木造	28.09	昭和36年2月28日	産業建設課	譲渡等				
別所(高城)団地	木造	28.09	昭和36年2月28日	産業建設課	譲渡等				
■御殿場団地(山田 1924-	4)								
御殿場団地	鉄筋コンクリート	177.24	昭和49年3月15日	産業建設課	譲渡等				
御殿場団地	鉄筋コンクリート	177.24	昭和49年3月15日	産業建設課	譲渡等				
御殿場団地	鉄筋コンクリート	177.24	昭和49年3月15日	産業建設課	譲渡等				
御殿場団地	鉄筋コンクリート	177.24	昭和49年3月15日	産業建設課	譲渡等				
御殿場団地	鉄筋コンクリート	88.62	昭和49年3月15日	産業建設課	譲渡等				
御殿場団地	鉄筋コンクリート	246.05	昭和49年4月1日	産業建設課	譲渡等				
御殿場団地	鉄筋コンクリート	246.05	昭和49年4月1日	産業建設課	譲渡等				
■なぎ団地(湯浅 3273)									
なぎ団地	鉄筋コンクリート	2,585.70	平成元年4月1日	産業建設課	維持管理				
■港団地(湯浅 3246)									
港団地	鉄筋コンクリート	1,044.16	昭和54年3月10日	産業建設課	維持管理				
港団地	鉄筋コンクリート	1,305.20	昭和55年3月25日	産業建設課	維持管理				

	名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針	
■ (■西谷(北栄) 団地(湯浅 2577~2547-13)						
	西谷(北栄) 団地	鉄筋コンクリート	143.48	昭和58年4月1日	産業建設課	維持管理	
	西谷(北栄) 団地	鉄筋コンクリート	143.48	昭和58年4月1日	産業建設課	維持管理	
■ 3	· 宮西団地(湯浅 1708-7~17	714)					
	宮西団地	鉄筋コンクリート	144.14	昭和59年4月1日	産業建設課	維持管理	
	宮西団地	鉄筋コンクリート	144.14	昭和59年4月1日	産業建設課	維持管理	
	宮西団地	鉄筋コンクリート	144.14	昭和59年4月1日	産業建設課	維持管理	
	宮西団地	鉄筋コンクリート	143.48	昭和60年4月1日	産業建設課	維持管理	
	宮西団地	鉄筋コンクリート	129.36	昭和63年4月1日	産業建設課	維持管理	
■ 3	· 宮西1団地(湯浅1700-1)						
	宮西1団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和50年4月1日	産業建設課	譲渡等	
	宮西1団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和50年4月1日	産業建設課	譲渡等	
	宮西1団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和50年4月1日	産業建設課	譲渡等	
■ 3	· 宮西2団地(湯浅 1729)						
	宮西2団地	鉄筋コンクリート	133.54	昭和51年4月1日	産業建設課	譲渡等	
	宮西2団地	鉄筋コンクリート	133.54	昭和51年4月1日	産業建設課	譲渡等	
■ 3	· 宮西3団地(湯浅 1706-2)						
	宮西3団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和54年4月1日	産業建設課	譲渡等	
	宮西3団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和54年4月1日	産業建設課	譲渡等	
	宮西3団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和54年4月1日	産業建設課	譲渡等	
	宮西3団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和54年4月1日	産業建設課	譲渡等	
	宮西3団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和54年4月1日	産業建設課	譲渡等	
	宮西3団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和54年4月1日	産業建設課	譲渡等	

名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針		
■宮西4団地(湯浅 1747-5)							
宮西4団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年4月1日	産業建設課	譲渡等		
■宮西南団地(湯浅 1702)	■宮西南団地(湯浅 1702)						
宮西南団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和61年3月1日	産業建設課	維持管理		
宮西南団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和61年3月1日	産業建設課	維持管理		
宮西南団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和61年3月1日	産業建設課	維持管理		
宮西南団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和61年3月1日	産業建設課	維持管理		
■宮西北団地(湯浅 1741、17	'32)						
宮西北団地	鉄筋コンクリート	133.54	昭和51年4月1日	産業建設課	譲渡等		
宮西北団地	鉄筋コンクリート	133.54	昭和51年4月1日	産業建設課	譲渡等		
宮西北団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和51年4月1日	産業建設課	譲渡等		
宮西北団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和51年4月1日	産業建設課	譲渡等		
■野下団地(湯浅 2118)							
野下団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和62年3月20日	産業建設課	維持管理		
■野下1団地(湯浅2105)							
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年4月1日	産業建設課	譲渡等		
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年4月1日	産業建設課	譲渡等		
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年4月1日	産業建設課	譲渡等		
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年4月1日	産業建設課	譲渡等		
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年4月1日	産業建設課	譲渡等		
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年4月1日	産業建設課	譲渡等		
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年4月1日	産業建設課	譲渡等		
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年4月1日	産業建設課	譲渡等		
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年4月1日	産業建設課	譲渡等		

名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針
■野下北団地(湯浅 2118-2~	2018-5)				
野下北団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和62年11月30日	産業建設課	維持管理
野下北団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和62年11月30日	産業建設課	維持管理
野下北団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和62年3月20日	産業建設課	維持管理
■横浜団地(湯浅 2430-127~	~128)				
横浜団地	木造	141.20	平成4年4月1日	産業建設課	維持管理
■横浜1団地(湯浅 2600-1~	2593-1)				
横浜1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和51年4月1日	産業建設課	譲渡等
横浜1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和51年4月1日	産業建設課	譲渡等
横浜1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和51年4月1日	産業建設課	譲渡等
横浜1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和52年4月1日	産業建設課	譲渡等
横浜1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和52年4月1日	産業建設課	譲渡等
■東兀山1団地(湯浅 2437-1	8~9)				
東兀山1団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和49年4月1日	産業建設課	譲渡等
東兀山1団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和49年4月1日	産業建設課	譲渡等
東兀山1団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和49年4月1日	産業建設課	譲渡等
東兀山1団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和49年4月1日	産業建設課	譲渡等
東兀山1団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和49年4月1日	産業建設課	譲渡等
■東兀山2団地(湯浅2515-8	~9)				
東兀山2団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和49年4月1日	産業建設課	譲渡等
東兀山2団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和53年4月1日	産業建設課	譲渡等
東兀山2団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和53年4月1日	産業建設課	譲渡等
東兀山2団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和53年4月1日	産業建設課	譲渡等
東兀山2団地	木造	136.52	昭和52年4月1日	産業建設課	譲渡等
東兀山2団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和52年4月1日	産業建設課	譲渡等
東兀山2団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和52年4月1日	産業建設課	譲渡等

名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針			
■東兀山2団地(湯浅2515-8	■東兀山2団地(湯浅2515-8~9)							
東兀山2団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和55年4月1日	産業建設課	譲渡等			
東兀山2団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和55年4月1日	産業建設課	譲渡等			
東兀山2団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和55年4月1日	産業建設課	譲渡等			
東兀山2団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和55年4月1日	産業建設課	譲渡等			
東兀山2団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和55年4月1日	産業建設課	譲渡等			
東兀山2団地	鉄筋コンクリート	66.77	昭和54年4月1日	産業建設課	譲渡等			
東兀山2団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和50年4月1日	産業建設課	譲渡等			
■東兀山3団地(湯浅 2430-1	30~2449-5	5)						
東兀山3団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年4月1日	産業建設課	譲渡等			
東兀山3団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年4月1日	産業建設課	譲渡等			
東兀山3団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年4月1日	産業建設課	譲渡等			
東兀山3団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年4月1日	産業建設課	譲渡等			
東兀山3団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年4月1日	産業建設課	譲渡等			
■西の谷1団地(湯浅 2552-8	~15)							
西の谷1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和53年4月1日	産業建設課	譲渡等			
西の谷1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和53年4月1日	産業建設課	譲渡等			
西の谷1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和52年4月1日	産業建設課	譲渡等			
■西の谷2団地(湯浅2547-8	~9)							
西の谷2団地	鉄筋コンクリート	70.28	昭和57年4月1日	産業建設課	維持管理			
西の谷2団地	鉄筋コンクリート	70.28	昭和57年4月1日	産業建設課	維持管理			
西の谷2団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年4月1日	産業建設課	維持管理			
■北栄北団地(湯浅 2702-6)								
北栄北団地	鉄筋コンクリート	2,674.55	平成 23 年 3 月 22 日	産業建設課	維持管理			

	名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針		
	■出水団地(湯浅 2126-2、6)							
	出水団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年4月1日	産業建設課	維持管理		
	出水団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年4月1日	産業建設課	維持管理		
	出水団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年4月1日	産業建設課	維持管理		
	出水団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年4月1日	産業建設課	維持管理		
	出水団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年4月1日	産業建設課	維持管理		
	出水団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年4月1日	産業建設課	維持管理		
= ;	横田団地(栖原 6)							
	横田団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和51年4月1日	産業建設課	譲渡等		
	横田団地	鉄筋コンクリート	68.26	昭和52年4月1日	産業建設課	譲渡等		
	横田団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和58年4月1日	産業建設課	譲渡等		
= ;	方津戸団地(栖原 182-1)							
	方津戸団地	鉄筋コンクリート	5,085.40	平成 21 年 3 月 20 日	産業建設課	維持管理		
= ;	栖原団地(栖原 528-1)							
	栖原団地	鉄筋コンクリート	280.50	昭和50年4月1日	産業建設課	譲渡等		
	栖原団地	鉄筋コンクリート	280.50	昭和50年4月1日	産業建設課	譲渡等		

- 所有する町営住宅(345 戸)については、建築後30年以上が経過しており、老朽化してきている。
- 平成 16(2004)年度から令和2(2020)年度に外壁塗装、トイレの洋式化が完了したが、 毎年、修繕費用の増加が大きくなっている。
- 現在の管理状況は、維持管理程度の修繕は入居者の負担で行っているが、修繕が必要な場合は、本町で対応している。ただし、施設数が多い上に毎年度の予算も限られているため、全ての要望に即座に対応できているわけではなく、要望のあったところから緊急性等で判断し優先順位をつけながら対応している状況である。

- 令和3(2021)年度において、『湯浅町営住宅長寿命化計画』の見直しを行っており、今後は、計画に基づき町営住宅入居者の住環境の確保をしながら、適正な施設数を考慮し、譲渡処分を進めていく。
- 長寿命化計画に基づき、予防保全的な観点から、定期点検や修繕等の維持管理を推進する。

第 10 節 供給処理施設

(1)施設概要

図表5-10:供給処理施設の状況

	名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針
■	栖原ポンプ場(栖原 1347-3	4)				
	ポンプ室	鉄骨鉄筋コソ クリート	300.00	昭和48年3月31日	産業建設課	建替え等

※令和 2 (2020) 年度固定資産台帳より一覧表を作成、令和 4 年 3 月時点 ※方針は個別施設計画等における方針

(2)施設の現状と課題

- 栖原ポンプ場は昭和 49(1974)年に運転開始して以来、40年以上が経過しており、これまでも定期的な日常点検や修繕を実施してきたところであるが、主要部分の老朽化が課題となっている。なお、近年のゲリラ豪雨の発生等により浸水被害が発生しうる状況下では、ポンプを起動し強制排水を行っているが、中流域から下流域では浸水が発生している状況である。
- 平成 28 (2016) 年度に、湯浅町雨水公共下水道事業計画を策定している。
- 平成 29 (2017) 年度から平成 30 (2018) 年度に栖原ポンプ場改築に係る実施設計を行い、 令和元 (2019) 年度に工事に着手している。
- 新設ポンプ設備の供用開始は、令和6(2024)年6月を予定しており、また、施設全体の供用開始は、令和8(2026)年10月を予定している。

(3) 今後の管理方針

● 計画に基づき栖原ポンプ場改築及び栖原雨水幹線の改修を行い、浸水被害の解消に努める。

第11節 その他

(1)施設概要

図表 5-11:その他の状況

名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針		
■湯浅斎場(湯浅 2355-20)							
火葬場	鉄筋コンクリート	424.00	昭和53年6月30日	住民生活課	建替え等		
管理棟	鉄筋コンクリート	36.63	昭和53年6月30日	住民生活課	建替え等		
- 寂城庵(有田川町熊井 725-1	3)						
寂城庵	木造	60.00	平成6年7月21日	教育委員会	除却		
- 旧本町老人憩の家(湯浅 150	8-1)						
倉庫	木造	106.00	不明	総務課	除却		
カくわく公園便所(青木 460)						
公衆便所	鉄筋コンクリート	5.00	昭和57年11月8日	産業建設課	維持管理		
駅前公衆便所(湯浅 1052-1	内)						
公衆便所	木造	28.00	平成 12 年 10 月 1 日	ふるさと振興課	維持管理		
宮西児童公園公衆便所(湯浅)	1693-1)						
公衆便所	木造	54.00	昭和 57年11月8日	産業建設課	維持管理		
なぎ公園公衆便所(湯浅 327	3)						
公衆便所	鉄筋コンクリート	48.00	昭和 57年11月8日	産業建設課	維持管理		
- 栖原海岸公衆便所(栖原 916	-11)						
公衆便所	木造	18.00	平成27年4月1日	ふるさと振興課	維持管理		
・ 小浜海岸公衆トイレ(田 124	2-2)						
公衆便所	木造	21.00	平成26年4月1日	ふるさと振興課	維持管理		
田海岸公衆トイレ(田無番地)							
公衆便所	鉄骨鉄筋コソ クリート	15.00	平成 20 年 9 月 12 日	ふるさと振興課	維持管理		

	名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針	
	■旧武者越保育所(湯浅 1407-2)						
	保育所	鉄筋コンクリート	582.00	昭和52年4月1日	総務課	除却等	
■旧向島保育所(湯浅 2707-1)							
	保育所	コンクリートフ゛ロック	358.00	昭和55年12月5日	総務課	建替え等	
	保育所	鉄筋コンクリート	541.00	昭和 50 年 12 月 1 日	総務課	建替え等	
	■倉庫(湯浅 3123-1)						
	倉庫	鉄骨造	42.00	不明	ふるさと振興課	維持管理	
	■旧湯浅町農産物加工大型共同作業所(栖原 89-24)						
	共同作業所	鉄骨造	862.00	昭和61年4月1日	総務課	維持管理	
	日栖原公民館(栖原 866-4)						
	公民館	鉄骨造	340.00	昭和55年4月1日	教育委員会	除却等	
	- 旧栖原老人憩の家(栖原 866	-5)					
	老人福祉施設	木造	42.00	不明	福祉課	除却等	

※令和 2 (2020) 年度固定資産台帳より一覧表を作成、令和 4 年 3 月時点 ※方針は個別施設計画等における方針

● 現在使用されていない施設については解体し、使用している施設については、今後も健全に使用し続けるために、定期的なメンテナンスを行う。

- 計画的に点検や維持補修を行い、予防保全型維持管理を実施することで、長期にわたって安全に利用できるよう心がけるとともに、ライフサイクルコストの削減と費用負担の平準化に努める。
- 個別施設計画等に基づき、関係機関等との調整を図りながら、公共施設マネジメントを実施する。
- 今後 10 年間の実施計画を策定し、計画的かつ適切な維持管理等を行う。

第 12 節 土木系公共施設

(1)施設概要

図表5-12:道路・橋梁の状況

区分	種別	実延長(m)	道路部面積(㎡)	備考
	町道	120,818.80	581,741.00	道路現況調書
道路	農道	40,021.00		道路現況調書
	林道	630.00		道路現況調書
	PC 橋	814.60	5,922.30	橋りょう現況調書
	RC 橋	288.20	1,463.40	橋りょう現況調書
橋梁	鋼橋	144.20	908.00	橋りょう現況調書
	その他	299.50	2,785.40	橋りょう現況調書
	橋梁計	1,546.50	11,079.10	

※令和3年3月31日時点

図表 5-13:トンネルの状況

区分	名称	路線名称	設置年度	実延長 (m)	道路部幅員 (m)	道路部面積 (㎡)
トンネル	矢田トンネル	湯浅 263 号線	平成6年度	109.00	9.60	1,046.40

※令和3年3月31日時点

図表 5-14:港湾漁港の状況

区分	名称	所在地	設置年度	長寿命化計画 策定年度	長寿命化計画 名称
港湾漁港	栖原漁港	栖原 857	昭和28年度	平成 29 年度	栖原漁港海岸長寿命化計画
危傷無危	田村漁港	⊞ 35	昭和27年度	平成 30 年度	田村漁港海岸長寿命化計画
主な工作物	防波堤、離岸堤、消波工、導流堤、防潮堤、防砂堤、護岸、突堤、船揚場、物揚場、泊				
土は工作初	地、側壁、陸	閘門			

※令和3年3月31日時点

図表 5-15:防火水槽の状況

区分	所属課	設置箇所数	備考
防火水槽	総務課	49	地域防災計画第6部資料編3-5

※令和3年3月31日時点

図表5-16:消火栓の状況

区分	所属課	設置箇所数	備考
消火栓	総務課	311	地域防災計画第6部資料編3-5

※令和3年3月31日時点

図表 5-17:水防倉庫の状況

区分	名称	所在地	所属課	備考
	湯浅町北浜倉庫	湯浅 2991 先	総務課	地域防災計画
水防倉庫	栖原水防倉庫	栖原 771-1	総務課	1 地域的炎計画 - 第2部2-53
	田水防倉庫	田 50 先	総務課	第 Z 副 Z − O O

※令和3年3月31日時点

図表5-18:水門の状況

区分	所属課	設置箇所数	備考
水門	産業建設課	4	

※令和3年3月31日時点

図表 5-19:河川の状況

区分	所属課	水系名	河川名	延長(km)
河川	産業建設課	三田田	逆川	0.73

※令和3年3月31日時点

図表5-20:カーブミラーの状況

区分	所属課	設置箇所数	備考
カーブミラー	産業建設課	742	

※令和3年3月31日時点

図表 5-21:防犯灯の状況

区分	所属課	設置箇所数	備考
防犯灯	総務課	526	

※令和3年3月31日時点

図表5-22:駐車場の状況

区分	所属課	設置箇所数	備考
駐車場	総務課、政策企画課	2	JR 湯浅駅前

※令和3年3月31日時点

図表 5-23:公園施設の状況

区分	連番	名称	所在地	面積(㎡)	所属課	備考
	1	方津戸児童公園	栖原 198	2,619.00	産業建設課	児童公園
	2	宮西児童公園	湯浅 1691-3、 1695-9、1702-2	4,068.00	産業建設課	児童公園
	3	なぎ公園	湯浅 3273	3,018.04	産業建設課	児童公園
	4	わくわく公園	青木 460	1,672.00	産業建設課	
	5	ふれあい公園	湯浅 2711-5	977.00	産業建設課	
	6	横田公園	栖原 16-1	500.00	産業建設課	
	7	西の谷公園	湯浅 2552-7、 2569-1	461.77	産業建設課	
公園施設	8	出水公園	湯浅 2127	400.00	産業建設課	
Zenoux	9	なぎ大橋下公園	湯浅 366-40	692.00	産業建設課	
	10	別所公園	別所 28-1	246.25	産業建設課	
	11	野下公園 1	湯浅 2105	180.00	産業建設課	
	12	東の谷公園	湯浅 2430-132	108.00	産業建設課	
	13	宮西公園	湯浅 1725-6	99.00	産業建設課	
	14	方津戸第2公園	栖原 109-40	103.00	産業建設課	
	15	野下第2公園	湯浅 2118-4	80.00	産業建設課	
	16	有衛前緑地	湯浅 2353-4	286.00	産業建設課	

区分	連番	名称	所在地	面積(㎡)	所属課	備考
	17	山田山展望台	山田 1638-51	561.00	産業建設課	
	18	横貫商店前緑地	湯浅 2515-27	42.00	産業建設課	
	19	本町緑地	湯浅 1489-3	97.82	産業建設課	
/\国标:∩	20	六角堂	湯浅 2449-13	3,622.00	人権推進課	
公園施設	21	駅前モニュメント	湯浅 1075-1	73.00	教育委員会	
	22	駅前線小学校前	湯浅 1554-7	94.00	教育委員会	
	23	駅前文平像	湯浅 1052-4、 1052-5、1052-6	81.00	教育委員会	
	24	駅前久澄宅前	湯浅 1559-23	64.00	教育委員会	

図表5-24:池沼の状況

区分	連番	名称	所在地	所属課	備考
	1	大谷池	Ш⊞ 257	産業建設課	
	2	本谷池	山田 274-2	産業建設課	
	З	蓮池	Ш⊞ 304	産業建設課	
池沼	4	観音池	山田 371	産業建設課	
	5	上池	山田 590-1	産業建設課	
	6	下池	Ш⊞ 554	産業建設課	
	7	市谷池	Ш⊞ 880	産業建設課	

区分	連番	名称	所在地	所属課	備考
	8	平尾池	山田 1138-1	産業建設課	
	9	田倉池	Ш⊞ 1204	産業建設課	
	10	折工池	山田 1802	産業建設課	
	11	菖蒲谷谷池	山田 1960	産業建設課	
	12	砥谷池	山田 2037	産業建設課	
	13	長池	青木 464-1	産業建設課	
	14	小判池	青木 718	産業建設課	
	15	花谷池	青木 738	産業建設課	
池沼	16	野中池	青木 825	産業建設課	
	17	大谷池	青木 901	産業建設課	
	18	大根谷池	青木 919	産業建設課	
	19	花谷小池	青木 937	産業建設課	
	20	柳谷池	別所 296	産業建設課	
	21	坂部池	湯浅 2362、有田川町 熊井 726-1	産業建設課	
	22	大谷池	栖原 152	産業建設課	
	23	矢田池	栖原 253-1	産業建設課	
	24	奥ノロ池	栖原 363	産業建設課	

区分	連番	名称	所在地	所属課	備考
	25	宮池	栖原 1210	産業建設課	
	26	小池	栖原 1293	産業建設課	
	27	トクンジョ池	吉川 193	産業建設課	
	28	志出の池	吉川 360	産業建設課	
	29	乙鳥上池	吉川 373-1	産業建設課	
	30	乙鳥池	吉川 377-1	産業建設課	
	31	おばさ池	吉川 394-1	産業建設課	
	32	すりばち池	吉川 402-1	産業建設課	
池沼	33	コボネ池	吉川 409-2	産業建設課	
	34	谷垣内池	吉川 415	産業建設課	
	35	五代池	吉川 436	産業建設課	
	36	奇谷池	吉川 503	産業建設課	
	37	ゲシン谷池	吉川 519	産業建設課	
	38	子池	吉川 550-1	産業建設課	
	39	藷地池	吉川 664-1	産業建設課	
	40	北谷池	吉川 897	産業建設課	
	41	俗谷池	吉川 1154	産業建設課	

区分	連番	名称	所在地	所属課	備考
	42	上池	吉川 1153-1	産業建設課	
	43	文田池	吉川 1492	産業建設課	
	44	新池	吉川 1546	産業建設課	
池沼	45	古池	吉川 1593	産業建設課	
	46	里池	⊞ 909	産業建設課	
	47	長池	⊞ 1431	産業建設課	
	48	古池	⊞ 1559	産業建設課	

(2)施設の現状と課題

【道路】

平成 29(2017) 年度に、延長 20.2km の区間において、路面性状調査を実施している。この調査において、約 19.8%(約 4.0km)の道路で修繕が必要と判断された。路面性状調査を実施した箇所は町道全体の一部であり、それ以外の町道についても修繕が必要な箇所が数多くある状態である。

現状、道路の不具合等については、職員によるパトロールや住民からの通報等により、必要に応じて修繕等を行っている状況である。

【橋梁】

本町が管理する橋梁は、平成30(2018)年4月1日時点で96橋架設されている。このうち、建設後50年を経過する橋梁は、全体の約2%であるが、20年後には約70%まで急激に増加する。

このような状況から、定期点検による状態把握(早期発見)、定期点検結果に基づく確実な対策 (早期対策)が必要となってくる。

【トンネル】

本町が管理するトンネルは、矢田トンネルの1本である。平成6(1994)年の供用開始から約27年が経過している。

今後適切な維持管理を実施していくためには、定期点検による状態把握(早期発見)、定期点検 結果に基づく確実な対策(早期対策)が必要となってくる。

【港湾漁港】

港湾・漁港は、漁港機能保全計画を策定しており、計画的に施設の長寿命化を図り、更新コストの平準化及び縮減に取り組んでいる。

【池沼】

池沼は、近年、農業者の高齢化や担い手不足に伴い、適切な維持管理が困難な施設が増加傾向にある。

(3) 今後の管理方針

【道路】

舗装の個別施設計画の策定にあたっては、診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコスト縮減を目指す。

【橋梁】

定期点検結果に基づき、効率的・効果的な長寿命化対策が図れるよう必要な措置を講ずるものとする。

なお、対策の優先順位は、橋梁の健全性の他、第三者への影響度や路線の重要性等を総合的に勘 案し判断する。

【トンネル】

定期点検結果に基づき、効率的・効果的な長寿命化対策が図れるよう必要な措置を講ずるものとする。

【港湾漁港】

港湾漁港の管理方針は、漁港機能保全計画に基づき、適切なメンテナンスや更新費用の縮減を行う。

【池沼】

池沼の管理方針は、一定規模以上の池沼の点検を実施し、施設の現状把握を行い、効率的かつ効果的な対策を受益者と共に検討する。

第 13 節 企業会計施設(上水道施設)

(1)施設概要

図表5-25:上水道施設の状況

名称 (所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針	
■山田第1中継ポンプ場(山田	1695-4)					
ポンプ室	コンクリートフ゛ロック	18.00	平成4年4月1日	水道事務所	維持管理	
■山田第2中継ポンプ場(山田	1638-29)					
ポンプ室	コンクリートフ゛ロック	18.00	平成4年4月1日	水道事務所	維持管理	
■山田第3中継ポンプ場(山田	1638-30)					
ポンプ室	コンクリートフ゛ロック	18.00	平成4年4月1日	水道事務所	維持管理	
■山田第4中継ポンプ場(山田	1638-31)					
ポンプ室	コンクリートフ゛ロック	18.00	平成4年4月1日	水道事務所	維持管理	
■山田第5中継ポンプ場(山田	1638-37)					
ポンプ室	コンクリートフ゛ロック	18.00	平成4年4月1日	水道事務所	維持管理	
■山田第6中継ポンプ場(山田	1638-38)					
ポンプ室	コンクリートフ゛ロック	18.00	平成4年4月1日	水道事務所	維持管理	
■山田山最高位配水池(山田 16	39-33 付近	(広川町))				
配水池	FRP	13.80	平成4年4月1日	水道事務所	維持管理	
■山田主ポンプ室(山田 1866-	-2)					
ポンプ室	コンクリートフ゛ロック	12.00	昭和52年4月1日	水道事務所	維持管理	
■山田配水池(山田 1866-2、1961-2)						
配水池	鉄筋コンクリート	50.00	昭和52年4月1日	水道事務所	維持管理	
■水道事務所(地下受水槽)(別	训所 331)					
管理事務所	鉄筋コンクリート	455.00	昭和45年4月1日	水道事務所	維持管理	
■久米崎加圧配水ポンプ場(別別	f 325-2)					
ポンプ室	プレハブ	84.60	不明	水道事務所	建替え等	

※令和 2 (2020) 年度固定資産台帳より一覧表を作成、令和 4 年 3 月時点 ※方針は個別施設計画等における方針

名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針		
■久米崎浄水場(別所 332-2~	7)						
浄水場	鉄筋コンクリート	650.00	平成14年4月1日	水道事務所	維持管理		
■久米崎配水池(湯浅 325-2)							
配水池	鉄筋コンクリート	不明	不明	水道事務所	建替え等		
■横田浄水場(第3、4水源)(湯浅 2378)						
净水場	鉄筋コンクリート	141.00	昭和54年4月1日	水道事務所	維持管理		
■方津戸中継ポンプ場(湯浅 24	30-157)						
ポンプ室	鉄筋コンクリート	196.00	昭和52年4月1日	水道事務所	維持管理		
■栖原中継ポンプ場(栖原 134	7-34)						
ポンプ室	コンクリートフ゛ロック	12.00	昭和51年4月1日	水道事務所	維持管理		
■方津戸PC配水池(吉川 169	-5、栖原 155	5)					
配水池	鉄筋コンクリート	41.00	昭和52年4月1日	水道事務所	維持管理		
■田配水池(田 1335-4)							
配水池	鉄筋コンクリート	20.00	不明	水道事務所	維持管理		
■田出雲第2中継ポンプ場(田	1492-2)						
ポンプ室	コンクリートフ゛ロック	6.00	不明	水道事務所	維持管理		
■広川町第 1 水源ポンプ室(広)	■広川町第 1 水源ポンプ室(広川町広 318-18)						
ポンプ室	木造	14.00	不明	水道事務所	維持管理		
■広川町第2水源ポンプ室(広)	■広川町第2水源ポンプ室(広川町広地内(河川))						
ポンプ室	木造	11.00	不明	水道事務所	維持管理		

※令和 2 (2020) 年度固定資産台帳より一覧表を作成、令和 4 年 3 月時点 ※方針は個別施設計画等における方針

図表 5-26:上水道管種別延長一覧

管種	延長 (m)
導水管	960,00
送水管	3,126.00
配水管	147,802.00
合計	151,888.00

(2)施設の現状と課題

- 住民生活に不可欠なライフラインの一つである水の供給処理をする場として利用している。
- 住民生活に直結した施設のため、今後も定期的なメンテナンスを行う。

(3) 今後の管理方針

● 計画的に点検や維持補修を行い、予防保全型維持管理を実施することで、長期にわたって安全に利用できるよう心がけるとともに、ライフサイクルコストの削減と費用負担の平準化に努める。

第 14 節 企業会計施設(下水道施設)

(1)施設概要

図表5-27:下水道施設の状況

	名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年月日	所属課	方針
■田真空ステーション(田 379-1)						
	機械室	鉄筋コンクリート	75.00	平成 16年3月31日	水道事務所	維持管理
■田浄化センター(田 427)						
	機械室	鉄筋コンクリート	256.00	平成 17年1月27日	水道事務所	維持管理

※令和2(2020)年度固定資産台帳より一覧表を作成、令和4年3月時点 ※方針は個別施設計画等における方針

図表5-28:下水道管種別延長一覧

管種	延長(m)
汚水管	7,105.65

※令和3年3月31日時点

(2)施設の現状と課題

- 住民生活に不可欠なライフラインの一つである水の処理をする場として利用している。
- 住民生活に直結した施設のため、今後も定期的なメンテナンスを行う。

(3) 今後の管理方針

● 計画的に点検や維持補修を行い、予防保全型維持管理を実施することで、長期にわたって安全 に利用できるよう心がけるとともに、ライフサイクルコストの削減と費用負担の平準化に努め る。

巻末資料

- 1. 更新費用推計条件設定
- (1) 総務省配布ソフトによる更新費用の条件設定
- (2) 長寿命化を考慮した更新費用の条件設定
- 2. 参考資料

1. 更新費用推計条件設定

(1)総務省配布ソフトによる更新費用の条件設定

総務省配布ソフトによる更新費用シミュレーションの条件設定は、以下のとおりです。

● 更新費用の推計額

一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため、事業費ベースでの計算とする。

● 計算方法

耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する。 延床面積×更新単価

● 更新単価

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に 用途別に設定された単価を使用する。また、建て替えに伴う解体、仮移転費用、設 計料等を含むものとする。

● 大規模改修単価

建て替えの6割と想定し、この想定の単価を設定する。

● 耐用年数

標準的な耐用年数とされる60年を採用する。

日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より

● 大規模改修

建築後30年で行うものとする。

● 地域格差

地域差は考慮しないものとする。

● 経過年数が31年以上50年までのもの

今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。

● 経過年数が51年以上のもの

建て替え時期(建築から 60 年)が近いことから、大規模改修は行わずに 60 年を 経た年度に建て替えるものとして計算する。

● 耐用年数が超過しているもの

今後 10 年間で均等に更新するものとして計算する。

● 建て替え期間

設計、施工と複数年度に渡り費用が掛かることを考慮し、建て替え期間を3年間と して計算する。

● 修繕期間

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、修繕期間を2年間として計算する。

■総務省公共施設等更新費用試算ソフト更新単価

施設分類	大規模改修 (万円/㎡)	建替え (万円/㎡)
行政系施設	25	40
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション・観光系施設	20	36
産業系施設	25	40
保健•福祉施設	20	36
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
公営住宅	17	28
公園	17	33
その他	20	36

施設分類	更新年数	更新単価
道路(一般道路の舗装)	15年	4,700 円/㎡
橋梁(橋梁形式により金額が異なる)	60年	448~500千円/㎡
上水道(管径により金額が異なる)	40年	97~923 千円/m
下水道(管径により金額が異なる)	50年	61~116 千円/m

(2) 長寿命化を考慮した更新費用の条件設定

長寿命化を考慮した更新費用シミュレーションの条件設定は以下のとおりです。

- 更新費用の推計額
 - 一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため、事業費ベースでの計算とする。
- 計算方法

耐用年数経過後に削減方針の延床面積等で更新すると仮定して計算する。 延床面積×更新単価

● 更新単価

総務省公共施設等更新費用試算ソフトの建て替え単価を使用する。

● 大規模改修単価

建て替えの2.5割と想定し、この想定の単価を設定する。

● 長寿命化改修単価

建て替えの6割と想定し、この想定の単価を設定する。

● 耐用年数

長寿命化を考慮した耐用年数を80年とする。

● 大規模改修

建築後20年、60年で行うものとする。

● 長寿命化改修

建築後40年で行うものとする。

● 建て替え期間

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建て替え期間を3年間として計算する。

● 修繕期間

大規模改修の修繕期間を1年間、長寿命化改修の修繕期間を2年間として計算する。

■長寿命化改修を考慮した更新単価

施設分類	大規模改修 (万円/㎡)	長寿命化改修 (万円/㎡)	建替え (万円/㎡)
行政系施設	10	24	40
町民文化系施設	10	24	40
社会教育系施設	10	24	40
スポーツ・レクリエーション・観光系施設	9	21.6	36
産業系施設	10	24	40
保健•福祉施設	9	21.6	36
学校教育系施設	8.25	19.8	33
子育て支援施設	8.25	19.8	33
公営住宅	7	16.8	28
公園	8.25	19.8	33
その他	9	21.6	36

※総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」及び文部科学省「学校施設長寿命化計画」を参考

■部位別修繕費単価

部位	単価 (円/㎡)		
屋根•屋上	5,700		
外壁	12,500		
内部仕上げ	33,200		
電気設備	45,600		
機械設備	33,600		

※建築保全センター「LCC計算プログラム」を参考

■除却解体単価

— 100-4 00111 1 10-			
費目	単価 (円/㎡)		
除却解体費	29,000		

※総務省「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」を参考

2. 参考資料

- 1. 湯浅町長期総合計画
- 2. 湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 3. 湯浅町過疎地域持続的発展計画
- 4. 湯浅町都市計画マスタープラン
- 5. 湯浅町立地適正化計画
- 6. 湯浅町歴史的風致維持向上計画
- 7. 湯浅町橋梁個別施設計画
- 8. 舗装の個別施設計画
- 9. トンネル個別施設計画
- 10. 湯浅町地域福祉計画・湯浅町地域福祉活動計画
- 11. 湯浅町子ども・子育て支援事業計画
- 12. 学校施設長寿命化計画

湯浅町公共施設等総合管理計画

平成29年3月発行令和 4年3月改訂

湯浅町 総務課

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木 668 番地 1 電話:0737-63-2525(代表) FAX:0737-63-3791